

るに此に以五日云ひ。又傳曆一說にも。吾以來年二月五日或說曰。二月二十二日必死。竟如其言。明年二月二十二日無病而逝。とあり。この事既に上に云り○時人之彼此。舊本之字なきよろし○大日本史本年の紀に。冬十二月二十一日癸酉。穴穂部間人皇后崩。註。法隆寺金堂釋迦佛銘文。二十日癸酉據法王帝說。とあり。十二月二十日癸酉也。一は誤なること既に云り。かく記されたるは。然ることなれども。聖德太子の薨を。本書の舊文のまゝに。此年の二月五日に載せながら。母后の崩をこゝに載せては。引書の意にたかり。母后の崩は。必太子薨の前年ならては叶はず。こゝに舉たるは。編者の疎漏をまぬかれす○奈末伊彌買。本に末を未に作れり。今水戸本集解に據て改む。次なるも同じ○新羅。通鑑に因るに。真平王四十三年にあたれり○以表書。考云。此前にも表書あれども。朝貢の度の表書は。此時よりと云事かと云り。按に凡新羅上表云々十二字。注文の本文になれるなるへし。信友もしかいはれたり。さらば表書を。此時に始まれりといふへからず。

三十一年秋七月。新羅遣大使奈末智洗爾。任那遣達率奈末智。並來朝。仍貢佛像一具及金塔。并舍利且大灌頂幡一具。小幡十二條。即佛像居於葛野秦寺。以餘舍利金塔灌頂幡等。皆納于四天王寺。是時大唐學問

者。僧惠齊。惠光。及醫惠日。福因等。並從智洗爾等來之。於是惠日等共奏聞曰。留于唐國學者。皆學以成業。應喚。且其大唐國者。法式備定珍國也。常須達。

三十一年。今年癸未にあたれり。然るに通證に。以長曆考之。一字衍。集解に三十年に作て。原作三二
十一年。推長曆改。秘閣本考本信友校本にも。一字刪れり。何を以長に當てしにや。甚く
杜撰なり。大日本史に。本書に從はれたるは。必然あるへし。太子傳曆に。太子薨後癸未年とあるな
どより。しか改めたるにか。太子薨を三十年午の事と見れば。本より其翌癸未は三十一年なり。又太
子薨を二十九年のことと見たらんにも。中一年即三十を隔て。薨後癸未年と記さむに妨なし。かにか
くに。一字を削れるは私なり。從ふへからず○奈末智洗爾。本に末を未に誤れり。次も同じ。智洗爾
の智。下文に遅る。洗水戸本先。下も同じ○達率奈末智。達率は百濟官名。奈末は新羅の
官なり。通證に。此蓋新羅官名。以泰麻爲姓也とあれど。二國の官を兼て有ありし人とすへし。智下文に遅る。○佛像一具。水戸本云。具恐軀と云り。さもあるへし
○大灌頂幡。本に灌を觀に作る。今水戸本考本集解に據て改む。下も同じ。佛說大灌頂神咒經あり。
集解引弘法大師秘藏記曰。世人以幡號灌頂。是以幡功德。先爲輪王。後成佛。名爲灌頂。以果名之因

也。注曰。造幡流河水。利魚類。或張虛空。益過下族。以幡名灌頂。是得下證佛果義也。以因從果立名也。○葛野秦寺。十一年紀に蜂岡寺ある是なり。○惠齊。秘閣本釋紀太子傳曆。齊を濟に作る。○醫惠日。舒明紀に醫師惠日あり。續紀。天平寶字二年。藥司正六位上難波藥師奈良等十一人言。遠祖德來。本高麗人。歸百濟國。昔泊瀨朝倉朝廷。詔百濟國。訪求才人。爰以德來貢進。德來五世孫惠日。小治田朝廷御世。被遣唐。學得醫術。因號藥師。遂以爲姓。今愚闇子孫。不論男女。共蒙藥師之姓。竊名實錯辭。伏願改藥師字。蒙難波連許之。○姓氏錄右京諸蕃。難波連。高麗國好太王之後也。清和紀。右京人隼人正難波連麁麻呂。同姓伊豫權據實得。縫殿少允清宗等。賜朝臣。○續紀。聖武帝時。谷那庚受。賜難波。さて惠日唐より歸れることを載せて。始め入唐を載せず。缺文なるへし。○連。豈亦此族歟。氏族志に云り。從智洗爾等來之。太子傳曆云。秋七月。新羅任那使等並來朝。仍貢佛像金塔。舍利大小幡等物。又大唐學問僧慧濟。慧光。慧日。福因等來。二國使並僧等。聞太子去年薨。各向墓門。舉哀大哭。相語曰。非王之本意。何處獻佛像舍利等。領客教諭令貢朝廷。○有。

是歲。新羅伐任那。任那附新羅。於是天皇將討新羅。謀及大臣。詢于群卿。田中臣對曰。不可急討。先察狀以知逆。後擊之不晚也。請試遣使覩其消息。中臣連國曰。任那是元我內官家。今新羅人伐而有之。請

戒戎旅。征伐新羅。以取任那。附百濟。寧非益有于新羅乎。田中臣曰。不然。百濟是多反覆之國。道路之間尙詐之。凡彼所請皆非之。故不可附百濟。則不果征焉。爰遣吉士磐金於新羅。遣吉士倉下於任那。令問任那之事。時新羅國主遣八大夫。啓新羅國事於磐金。且啓任那國事於倉下。因約曰。任那小國。天皇附庸。何新羅輒有之。隨常定。內官家。願無煩矣。則遣奈未智洗遲。副於吉士磐金。復以任那人達率奈末遲。副於吉士倉下。仍貢兩國之調。

田中臣。姓氏錄。右京皇別。田中臣。武内宿禰五世孫。稻目宿禰之後也。天武紀。十三年十一月。田中臣賜姓曰朝臣。とあり。さて田中臣下名缺たり。田中臣。稻目宿禰之後。されば馬子。○中臣連國。續紀三十九。延暦七年六月。前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨。曾祖國子。小治田朝小德冠。父意美麻呂。中納言正四位上。とあり。此にも考本契冲本。國下子字あり。下も同じ。按に大中臣本系帳に。中臣可多能祐大連公有三子。曰御食子。曰國子。曰糠手子。國子之子國足。國足之子意美麻呂。とあり。○請戒戎旅云々取任那附百濟。是歲。百濟武王二十三年なり。此後何御代にか。任那を百濟に附玉ひけん。孝德紀詔に。

中間以ニ任那國屬ニ賜百濟とありて。百濟調使の。任那使并に調を兼領して。來れること見えたり○寧非益有于新羅乎。通證云。言寧益於使ニ新羅有之也。舊讀非云。さる意なるへけれど。聊かむつかし。又讀も穩かならぬと。今姑くそれに據れり○反覆之國。集解云。按百濟當聖明王之世。忠ニ于國家。其後多反覆誑詐。此有此語也。と云り。彼日羅か。百濟國の内情を奏せしなど。其頃より既に貳心を懷けるさま見えたり○新羅國主は。眞平王四十四年にあたれり○因約曰。秘閣本因下以字あり○附庸。通證云。保登須加乃久爾。釋同。未詳。接に邊塞の義か考へし。禮王制附于諸侯曰ニ附庸。註小城也。說約曰。民功曰庸。其功勞附大國而達於天子。曰ニ附庸。一曰庸城也。猶屬城也。亦謂之影國。とあり○遣奈未智洗遲。本遣字なし。今中臣本通證所引一本に據て補ふ。末を未あるは改む。遲上文智に作れり。

然磐金等未及于還。即年以ニ大德境部臣雄摩侶。小德中臣連國。爲大將軍。以小德河邊臣禰受。小德物部依綱連乙等。小德波多臣廣庭。小德近江脚身臣飯蓋。小德平群臣宇志。小德大伴連。名小德大宅臣軍。爲副將軍。率數萬衆。以征討新羅。時磐金等共會於津。將發船。以候風波。於是船師滿海多至。兩國使人望瞻之。愕然乃還留焉。更代堪遲大舍。爲

任那調使。而貢上。於是磐金等相謂。曰。是軍起之。既違前期。是以任那之事。今亦不成矣。則發船而渡之。唯將軍等始到任那。而議之欲襲新羅。於是新羅國王聞。軍多至。而豫憚之請服。時將軍等共議。以上表之。天皇聽矣。

大德境部臣雄摩侶。八年の下に出。蘇我同族なるがゆゑに。冠位も大德を賜はれるなるへし。冠位通考の説はわろし。○河邊臣。二十六年紀に出。物部依綱連。十六年紀に出。波多臣。記孝元段に。建内宿禰之子。波多八代宿禰者。波多臣祖。天武紀。十三年十一月。波多臣賜姓曰朝臣。と見ゆ。波多は祖名に因れるなり。其もご地名。大和父河内にあり。既に出。氏人にては。此後持統紀に羽田朝臣。齊。續紀に。波多朝臣卒後。廢帝紀に八多朝臣百島。清和紀に。右京人外從五位下岡屋公祖代。及貞介。貞幹。並賜姓八多朝臣。など見えたり。氏族志に。除三條帝時。有因幡大掾八田宿禰頼弘。據姓氏錄。八田氏皇別有眞人朝臣。神別蕃別並有レ造。唯宿禰不知所出。姑附于此。と云り。○近江脚身臣。近江臣。繼體紀二十一年に出。脚身臣も同族なり。脚身は地名なるへし。通證に。式高島郡阿志都彌神社を引出たれど。由縁なかるへし。阿志都彌神社。今弘川村上野原にあり。善種郷八村の惣郷守とす。○小德大伴連。名開。とあれど。囂連なるへし。囂は金村孫なり。既出。續紀に大徳とあり。後に進みたるなるへし○大宅臣。反正紀元年に出。堪遲大舍。本に舍を倉に作る。今考本

所引一本。通證一本に據て改む。堪。通證一本に湛に作れり〇新羅國王。中臣本王を主に作る〇豫懼。考本懼を懼に作る。

冬十一月。磐金倉下等至自新羅。時大臣問其狀。對曰。新羅奉命以驚懼之。則並差專使。因以貢兩國之調。然見船師至。而朝貢使人更還耳。但調猶貢上。爰大臣曰。悔乎。早遣師矣。時人曰。是軍事者。境部臣。阿曇連。先多得新羅幣物之故。又勸大臣是以未待使旨。而早征伐耳。初磐金等渡新羅之日。比及津。莊船一艘迎於海浦。磐金問之曰。是船者何國迎船。對曰。新羅船也。磐金亦曰。曷無任那之迎船。即時更爲任那。加一船。其新羅以迎船一艘。始于是時歟。自春至秋。霖雨大水。五穀不登焉。

阿曇連。八年紀及上文に見えす。皇極元年紀に。阿曇連比良夫蓋此。と集解に云り〇新羅幣物。通證に是八年伐新羅之時事と云り〇早征伐耳。集解に。按八年。境部臣征伐新羅。蓋其時新羅多納幣物。以賂境部臣。而請服也。又將得賂。故再勸征伐。前期而發軍也。と云り〇海浦。中臣本。浦を津に作

る〇其新羅以迎船。信友本云。其以下十三字疑注文と云り。さもあるへし。

三十二年

三十二年夏四月丙午朔戊申。有一僧執斧。斂祖父。時天皇聞之。召大臣詔之曰。夫出家者。賴歸三寶。具懷戒法。何無懺忌。輒犯惡逆。今朕聞有僧以斂祖父。故悉聚諸寺僧尼。以推問之。若事實者。重罪之。於是集諸僧尼。而推之。則惡逆僧及諸尼。並將罪。於是百濟觀勒僧。表上以言。夫佛法自西國。至干漢。經三百歲。乃傳之至於百濟國。而僅一百年矣。然我王聞日本天皇之賢哲。而貢上佛像及內典。未滿百年。故當今時。以下僧尼未習法律。輒犯惡逆。是以諸僧尼惶懼。以不知所如。仰願其除惡逆者。以外僧尼。悉赦而勿罪。是大功德也。天皇乃聽之。

三十二年。中臣本考本及集解に。二を一に改む。通證にも。以長曆考之。月朔有差。蓋是三十一年也。と云り。されど大日本史には。本のまゝに作りて。夏四月戊申下。今推一本年月日。干支當移在三十一年。

然本書及諸書皆別爲三十二年。故不述改。始存舊文。云。輒く改めかたし。戊申。三日なり。歐祖父。太子傳曆に以斧殺祖父。あり。頼歸。秘閣本中臣本考本。頼を頼に作る。本の訓によるに。もとはしかありしなるへし。○惡逆。律疏殘篇云。八虐。四曰惡逆。注謂歐及謀殺祖父父母。殺伯叔父姑兄姊外祖父母夫。夫之父母。上。敵謂。歐擊。謀謂。謀計。自。伯叔以下。即據殺訖。若謀而未殺。自當不道。惡逆者常致。不レ免。決不レ待レ時。不道者會レ赦。合レ原唯止除名而已。以レ此爲レ別。故立レ制不レ同也。あり。さて類史惡僧下に。三十二年四月戊午とあり。按にこの事本史に見えず。戊午は戊申の誤にて。この惡逆の僧の事を云るに。さては三十二年とある類史も。本と同く一年の差あり。○諸尼。中臣本信友校本の一本に。尼上僧字あり。○表上。考本水戸本。上表を作り。○西國。天竺國なり。○至于漢。後漢書西域傳に見えて。明帝時なり。○經三百歲。通證云。佛教東流三百年。乃東晉廢帝元年とあり。○至於百濟國。東國通鑑に。晋大元元年。百濟枕流王元年。胡僧摩羅難陀。自晋至百濟。王迎致宮内。禮敬焉。百濟佛法始レ此。三國史記。集解に。按自明帝永平元年。至晋大元元年。三百二十五年。自大元元年。至欽明天皇十三年。百七十年也。と云り。されば一百年は。大數を云るなるへし。もしも一百の下。七十二。○佛像。本書旁注に。像一本僧とあり。○我王は。百濟聖明王なり。○法律。通證云。佛家自有法律之在也。とあり。○以外僧尼。本に尼字脱せり。今中臣本水戸本に據て補。

戊午詔曰。夫道人尙犯法。何以誨俗人。故自今已後。任僧正僧都。仍

應檢校僧尼。壬戌。以觀勒僧爲僧正。以鞍部德積爲僧都。即日。以阿曇連。闕爲法頭。秋九月甲戌朔丙子。校寺及僧尼。具錄其寺所造之緣。亦僧尼入道之緣。及度之年月日也。當是時。有寺四十六所。僧八百十六人。尼五百六十九人。并一千三百八十五人。

戊午。十三日なり。○僧正。これ皇國に。僧官僧位の見えたる始なり。僧官とは。僧正僧都律師以下の諸職をいひ。僧位とは。法印法眼法橋以下の諸階級をいふ。而して僧正僧都律師を惣稱して。僧綱と稱す。即ち全國の僧尼を統領し。法務を綱持する職にて。僧官中。最も顯要のものなり。僧綱の制は。宋の贊寧の僧史略をはじめ。釋氏要覽等の諸書にもみえたれば。もと漢土の制を參照して。制定せらるるものなるへし。僧正は僧史略に云。僧正者何。正政也。自正正レ人。克敷ニ政令。故曰也。蓋以比丘無法。如馬無轡。勒牛無貫繩。漸染俗風。將乖雅則。故擇下有德望者。以法而繩之。令歸于正。故曰僧正也。此僞秦僧䂮爲始也。釋氏要覽に云。梁普通六年。勅法雲爲大僧正。此加大字之始也。とあり。橘嘉樹の僧侶官位志に云。接するに後秦の時。僧徒の關に入るもの萬を以數ふ。頗る濫行多し。秦王之を患ひ。遂に僧正をおく。是れ僧徒の濫を正し彈するの官なり。因て僧正といふ。本朝にても。

推古天皇三十二年四月。僧の祖父を殺すものありて。濫行甚しければ。朝廷はじめて僧正を置て。僧尼を檢挾せしめ賜へり。と云り。○僧都。集解云。按彼有僧統。未見僧都。蓋此始所命者也。と云り。僧史略云。沙門統都云々。魏文帝勅曇曜爲沙門都統。乃自曜公始也云々。齊則以法上爲昭玄號。法順爲沙門都。然都者雖總轄之名。九官曹多以都字爲其總轄也。而降統一等也。僧侶官位志云く。僧都の字義内典に據らす。都は統なり。僧正に亞て僧徒を都る官なり。これを四分に別れは。僧正是長官。僧都は次官。律師は判官なり。と云へり。序に云。律師は釋氏要覽云く。寶雲經云。具足十法。名律師。又律鈔解。爲二字。通證云。諸檢挾之名出于此。と云り。○壬戌。十七日なり。○鞍部德積。水戸本積を穗に作れり。集解に。按蓋鞍作烏之子。鳥出二十四年紀。とあり。考へし。○法頭。孝德紀に。以來目臣三輪色夫君。額田部甥。爲法頭。とあり。元亨釋書に。置寺司曰法頭。後世玄蕃寮所掌職也。と集解に云り。通證云。鑿囊抄。以法頭爲寺司者。恐不是。今俗謂唱導者爲法頭。蓋此是義也。と云り。さて法頭は。ホフトフ。ホフツ。又ノリノツカサなと訓り。何れか正しからむ。太子傳。奴連麻呂弟益浦。爲性堪領寺。爲法隆寺法頭。と云事あり。○丙子。三日なり。○校寺の上。類史中。字あり。○其寺所造之縁。これ諸寺の縁起文なり。○僧尼入道之縁云々。心地觀經云。發菩提心。捨離父母。出家入道。事物紀原云。唐會要天寶六年。制僧尼令。祠部給牒。とある。これ度牒なり。元正紀養老四年正月。始授僧尼公驗。僧尼令に。凡僧尼有犯。准格律。合徒年以上者。還俗。許下以告牒。當徒一年。義解謂。告牒僧尼得度公驗也。玄蕃式。

省先遺手實。申レ官。與民部共勘レ籍。即造度牒一通。省察僧綱共署。問太政官請印。即檢其身。なとあり。○度之年月は。得度の年月を錄すを云て。是を度牒と云。○寺四十六所云々。靈異記に。僧八百三十七人。尼五百七十九人。以觀勒爲大僧正。とあり。聊異なり。或人云。寺四十六所は。佛渡來七年。三年の間に造る所を云。扶桑略記。持統天皇六年條に。天下諸寺。凡五百四十五寺。別施入灯分稻一千束。とあり。此三十二年より持統六年まで。纏六十五年にして。四百九十九寺益たり。○一千三百八十五人。或人云。是を四十六寺に賦は。一寺に三十人に剩れり。寺院の廣大なり。と推へし。此後續紀天平九年九月條に。施南京四畿二監。僧正以下沙彌以上。惣二千三百七十六人。綿井鹽各有差。と見ゆ。此數を以量らば。天下の僧侶凡三萬人に餘るべし。と云り。

冬十月癸卯朔。大臣遣阿曇連。阿倍臣摩侶。臣。令奏于天皇曰。葛城縣者元臣之本居也。故因其縣爲姓名。是以冀之。常得其縣。以欲爲臣之封縣。於是天皇詔曰。今朕則自蘇我出之。大臣亦爲朕舅也。故大臣之言。夜言矣。則夜不明。日言矣。則日不晚。何辭不用。然今當朕之世。頓失是縣。後君曰。愚癡婦人臨天下。以頓亡。其縣豈獨朕

不賢耶。大臣亦不忠。是後葉之惡名。ヲサナキノミナラニヤ
ツタナカラシ

則不聽。

阿倍臣摩侶。或本に麻呂上内字を補ひて。上文なる阿倍鳥子臣と同人としたるは。甚しき杜撰なり。別人なること云までもある。葛城縣。葛城の事は既に神武紀に出。元臣之。水戸本に元を先に作り。先臣は先祖と云に同じ。本居。通證に。宇夫須那生土也。四季談云。宇夫須那乃神爾奉仕。今俗以ニ生土神。混于氏神或產神者誤也。三代實錄曰。讚岐國梶洲。天川。宇夫志奈。神名式。尾張國葉栗郡宇夫須那神社。風土記云。盧入姬誕生之地故名。搜神記曰。本居廣信縣修里人。其も。うふすな引きたるなり。なほうふ。さてこの氏の本居の事。次に云。因其縣爲姓名。按に蘇我氏の本居葛城なること。たしかなるものに見えねど。姓氏錄左京皇別。葛城朝臣。葛城製津彥命之後也。とありて。製津彥命葛城にすめるることは。既に見えたる如し。其御女磐之媛皇后のために。葛城部を置玉ひしも。其本居なるか故なり。さて製津彥命孫玉田宿禰。其子圓臣。葛城に住めることも。雄略紀に見えたり。されば嗣々に其地に住て。一族の本居と爲しものとおほゆ。さて製津彥命の兄なる蘇我石河宿禰も。其も。なほ葛城に居住することなとありて。此氏も。又葛城を本居とせしことありもやしけん。葛城縣者。元臣之本居也。と云る。即其よしなり。されど葛城には國造もあり。神武紀。天皇の御縣もありて。倭國の御縣。其土地入交れる中には。蘇我の族の知れる地もありしなり。其證は。上宮法皇帝説に。葛木寺賜葛木臣。

あるを。太子傳暦には。賜蘇我葛木臣とありて。もと蘇我氏なり。釋紀引伊豫風土記載たる湯岡碑文に。法興六年十月。歲在丙辰。我法大王。興惠慈及葛城臣。遣遙夷與村。とあるも。蘇我葛城臣なるへし。また崇峻紀に。葛城烏那羅とある人など。みな其氏なり。されば葛城に此氏の居りし事も明らかなり。皇極紀に。蘇我蝦夷大臣。祖廟を葛城高宮に立られしこともあり。因其縣爲其姓名とある。即このよしなり。然るに記傳に。此事を心得すと云れ。またこれを以見れば。蘇我は葛城郡にあるべきか如くなれど。今も曾我村高市郡に在て。葛城下郡の壠に近ければ。古は此あたりまで。蘇我縣の内にもやありけんと云はれたれど。蘇我と葛城とは。もとより別處なり。もし右説の如くなれば。よく思ふべし。蘇我葛木。○常得其縣。葛城縣は。右に云るか如く。旨と臣と云へきよしなし。このわからぬはあるべからず。よく思ふべし。陳天皇の御縣なるか故に。其を盡く賜りて。蘇我氏の有させまく欲する詞なり。出之。莊二十二年傳。陳厲公蔡出也。杜注。姊妹之子曰レ出。また後漢書注に。出生也などある意なり。勇。倭名抄。母方乃乎知。爾雅云。母之昆弟爲舅などあり。夜言矣則。本に則字脱したり。今通證引一本水戸本及下文に據て補。亡其縣。本に亡を已に作る。今集解に據て改。則不聽。此大詔まことに貴し。正統記に。中古となりては。庄園多く立られ。不輸の處出來しより。亂國とは成れり。上古には此法の堅かりけるにや。と云じけるに。今又大臣のかく迫り奉りたるを。何となく止め玉ひしなり。此天皇は。姫命には坐しかど。直正しき御心坐けることは。十五年二月の詔に。神祇を祭拜したまふへきよし。宣ひ出たる。太子と馬子と。餘りに佛を尊み。神を蔑する事を歎き坐し。今又馬子の威權を抑へ玉へるなど。尋常の御心

にして。かくは坐なんや。これには馬子輩も。何とも押返し奏すべき詞もなかりけん。いこもくも。
貴き大御詔なりかし。

三十三年
乙酉

三十三年春正月壬申朔戊寅。高麗王貢僧惠灌。仍任僧正。

三十三年。信友校本に引る交野本。及中臣本水戸本考本等に。三十二年に作る。既に通證集解等にも。長曆を以て考へて。しか云れたり。大日本史には。舊文に據りて。正月戊寅の下に。本書曰。春正月壬申朔戊寅。今推し之。干支不レ合。蓋誤三十二年。爲三十三年。今姑從舊文。と云り。これまた輒く改むへからす○戊寅。七日なり○貢僧惠灌。元亨釋書傳智云。慧灌高麗人。入隋受嘉祥吉藏之旨。推古三十有三年。貢于本國。勅住元興寺。其夏天下大旱。詔灌祈雨。灌着青衣。講三論。大雨乃下。上大悅。擢爲僧正。後於河洲創井上寺。弘三論宗。とあり。三論宗の祖なり。

三十四年
丙戌

三十四年春正月。桃李華之。三月。寒以霜降。夏五月戊子朔丁未。大臣薨。仍葬于桃原墓。大臣則稻目宿禰之子也。性有武略。亦有辨才。以恭敬三寶。家於飛鳥河之傍。乃庭中開小池。仍興小島於池中。故時人曰。島大臣。六月雪也。是歲自三月至七月霖雨。天下大飢之。老者噉草。

根而死于道垂。幼者含乳。以母子共死。又强盜窃盜。並大起之。不可止。

三十四年。中臣本水戸本交野本等に三十三年。されど長曆に依るに。三十三年にては差へり。本のまゝにてよろし。次に云○丁未。二十日なり。もし此年を三十三年とする時は。五月は甲午朔にて。丁未日なし○大臣薨。扶桑略記に。推古天皇三十四年丙戌。五月二十日。大臣蘇我宿禰馬子薨。七十六歳也。遺言畫聖德太子像。自跪其像前之繪。張吾墓前云々。この事太子傳暦にも見えたり○桃原墓。雄畧紀に上桃原。下桃原。真神原。とあり。集解引太子傳備講曰。河内國石川東條。在太子御廟東南。とあり。通證に。高市郡島莊村有荒墳。疑此。とあるは信かたし○性有武略云々。略記云。性稟武藝。任島大臣。四十一年。とあり○家於飛鳥河之傍。大和志云。高市郡飛鳥村島莊村。有島宮古蹟。即是。とあり○島大臣。按に萬葉に島宮。島之棟原など見えたるは。惣て此島より出たり○強盜窃盜。四字引合ヌスピトと本訓に云れど。倭名抄。窃盜和名美曾加奴須比止。群盜一云強盜。見唐律。とあり。賊盜律云。凡強盜謂下以威若力。而取其財。先強後盜。先盜後強等。○大日本史云。是歲以蘇我蝦夷。爲大臣。注に公卿補任。愚管抄。一代要記。とあり。

三十五年
丁亥

三十五年春二月。陸奥國有猪比人以歌之。夏五月。有蠅聚集。其凝累。

トツエアマリハカリ
十丈之浮虛。以越信濃坂。鳴音如雷。則東至上野國而自散。

貉。倭名抄。毛群部貉。說文云。貉。漢語抄云。似狐而善睡者也。元之奈。名_ニ牟士那。新撰字鏡。貉。牟奈志。恐牟之奈誤。垂仁紀云。山獸。とあり。是は狸の一種にて。頭尖り。鼻出目青色。身は黃黒褐色。本草啓蒙に記せり。なほ垂仁紀に云り○比人。本傍注一本。秘閣本。中臣本。比を化に作れり。比ならはマシリテの方なり。化ならはナリテなり○信濃坂は。信濃國伊奈郡と。美濃國恵奈郡との嶺なる山坂にて。既に日本武尊の段に出。これを指_ニ確日_一而言と。通證に云れたるは。甚く地理たかへり。次文に東至_ニ上野國_一而自散とあるに。似付はしきか如くなれと。昔より確日を指て。信濃坂と云うこと更になし。

三十六年春一月戊寅朔甲辰。天皇臥病。三月丁未朔戊申。日有蝕盡之。
壬子。天皇病甚。之不可諱。則召田村皇子。謂之曰。昇天位。而經綸鴻
基。馭萬機。以亭育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不
可輒言。即日召山背大兄。教之曰。汝肝稚之。若雖心望。而勿諱言。
必待群言。以宜從。

甲辰。二十七日なり○戊申。二日なり。通證云。長曆曰。今曆推ニ日食。得ニ三月朔戊申。古曆以ニ一大一小ニ爲レ曆。故ニ日也。と云り○日有蝕盡之。日蝕此に始て見えたるは。おのづから洩れたるなり。又云。所謂皆既也。通鑑唐太宗貞觀二年戊子。三月朔日食。とあり。即此日なり。蝕は榮ハエなるへし○壬子。六日なり○不可諱。管子史記等に出。病の治らさるを云。舊訓にイユヘカラスと訓り○田村皇子。即舒明天皇なり。敏達帝の孫。押坂彦人皇子の御子なり。田村は。皇子の御母糠手姫。一名田村皇后とあり。既に云り○本非輒言。輒く言へきものにあらずと云の意なるへし○不可輒言。秘閣本中臣本。輒を輕に作る。舊訓にカルカルシクと訓り。さて太子傳曆云。二月天皇不愈。遺詔曰。田村皇子宜レ纂ニ大業。仍に作る。舊訓にカルカルシクと訓り。さて太子傳曆に。山背大兄。太子傳曆に。山背大兄。聖德之詔ニ山背大兄王曰。汝年少。宜從ニ群臣。即崩ニ于大殿。とあり○山背大兄。太子傳曆に。山背大兄。聖德之子。母蘇我馬子宿禰女川上嬪。とあれど。拾遺記に引る上宮記の系に。法大王娶ニ菴宜汙麻古大臣女子。名刀自古郎女。生兒山尻ヤマシロノ王。山背大兄王也。財王。俾支王。片岡王。四王也。とあるを正しこすへし。なほ其次ツヅキに。尻シロノ大王。娶ニ其妹春米王。生兒波王。麻里古王。弓削王。作々女王。加布加王。乎波利王。合六王也。とあり。法王帝說にも。聖王娶ニ蘇我馬子叔尼大臣女子。名首古郎女。生兒山代。大兄王。此王有ニ賢尊之心。棄ニ身命ニ而愛ニ人民ニ也。後人與ニ父聖王相濫ルトイフ。非也。次財王。次日置王。次片岡女王。以上四人。とあり。此も合り。大兄王の御子をも記して。右の作々女王の次に三島女王あり。其他にも御名に少しきて。此も合り。大兄王の御子をも記して。右の作々女王の次に三島女王あり。傳曆も同じ。されど此女王は。多異同あり。また補闕記にも出てたり。弓削王の次に佐保女王あり。傳曆も同じ。されど此女王は。多

米王の子に佐富女王あれは。補闕記或は姪を誤て孫と爲るならんと證注に云り。さてこの山背大兄王は。皇極紀二年に。入鹿の爲に殺され玉へり。下に出○肝稚之。肝をは胸また心などに通はせても云。また心肝など連ねても云へれは。肝稚は心稚など云か如し。今にもよく言ことなり。然るに通證に。肝大。及大膽之語。本於靈樞及孫思邈之言。と云れたるは非なり。自ら似たるまでなり○群言。尙書秦誓に出。

癸丑。天皇崩之。時年七十五。即殯於南庭。夏四月丁丑朔辛卯。靈零。大如桃子。壬辰。靈零。大如李子。自春至夏旱之。秋九月乙巳朔戊午。始赴天皇喪禮。是時群臣各誌於殯宮。先是天皇遺詔於群臣曰。比年五穀不登。百姓大飢。其爲朕興陵。以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。壬辰葬竹田皇子之陵。

癸丑。七日なり。記には戊子年三月十五日癸丑崩とあり。年と月とは合へり。十五日は差へり。但し癸丑は合り。記傳云。此記注に干支を記せること。上に例なれば。是は書紀に依て後に加へたるにや。又若もとよりの文ならば。書紀と干支の傳の異なるなり。書紀は丁未朔なれば。癸丑は七日なり。

此注には己亥朔なりと云り○時年七十五。記傳云。此天皇の年紀違あり。崩年七十五ならば。欽明天皇の十五年に生坐るなり。然るに敏達天皇の五年に。皇后に立玉へるを。此卷初に十八歳とあるはいかど。其年は二十三歳にあたれり。又三十四歳の時。敏達天皇崩とあるも違へり。かの天皇崩年は三十二歳にあたり。立后十八歳とすれば。二十七歳にあたれり。いかど。崇峻天皇崩の年三十九歳であるは合へとも。三十四歳云々とは合はず。と云れたるか如く。此天皇の御年は。すへて合はず。大日本史に。崩下不レ書享年。注曰。本書注。時年七十五。水鏡。皇胤紹運錄。皇年代略記。皇年代略記。愚管抄。一代要記。並曰七十三。今從_ニ皇代略記丙子歲生_ニ算_レ之。則實爲_ニ七十三。從_ニ本書十八歲立爲_ニ皇后_ニ之文。則七十六年也。未_レ知孰是_ニと云り。さて記に坐_ニ小治田宮_ニ治天下_ニ參拾漆歲_ニあるは。記傳に。此年數は即位の年より計へたるものなりと云れたるか如じ。然るを集解に。參拾漆歲。蓋參漆倒。從_ニ十八歲立爲_ニ○丁丑朔。本に壬午朔_ニあり。考本信友校本に據て改つ。集解にも推_ニ長曆_ニ改_ニあり○辛卯は十五日なり○壬辰は十六日なり○乙巳朔戊午。本に己巳朔戊子_ニあり。通證に當_レ作_ニ乙巳朔戊午。十四日也。とあり。今乙巳は考本に據り。戊午は集解に據て改。大日本史にも。今推_ニ甲子。九月乙巳無_ニ戊子壬辰_ニ必有_ニ錯誤_ニと云り○赴天皇喪禮。本に赴を起に。喪を哀に作れり。今赴は本旁注に據り。喪は秘閣本中臣本山田本に據て改めつ○比年。本に比を此に作る。秘閣本。通證引一本。集解に據て改○壬辰。乙巳朔を以算すれば。戊午は十四日なること。上に云る如なり。さて本月壬辰なし。通證に十四日と爲したるは誤

なり。信友本云。今推ニ甲子。九月乙巳朔。而無ニ戊子壬辰。蓋八月ナラム也。長曆曰。此月無ニ戊子壬辰。必月日有レ誤ニ八月支干乎。と云り。按するに。八月乙亥朔の誤を見る時は。戊子は十四日。壬辰は十八日なり。されば。さる本なければ。云り。何れも押當たる説也。大日本史にも。九月己巳朔。今推ニ甲子。九月乙巳朔。無ニ戊子壬辰。必有ニ錯誤。と云れたり。

さて同史云。凡書ニ葬地ニ不レ口。而書ニ於嗣帝紀。然當ニ此時。皇嗣未レ定。無レ所ニ係屬。故書ニ于此。と云り○

竹田皇子之陵。竹田皇子は。敏達帝の皇子。御母は天皇なり。さて天皇御陵の御事は。記に御陵在ニ大野岡上。後遷ニ科長大陵也。とあり。記傳云。大野岡上は。敏達卷に。十四年蘇我大臣馬子宿禰。起ニ塔於大野丘北。設レ齊云々。とある地なるへし。武鄉云。此地は高市郡なり。既に出。又天武紀に云々。到ニ大野。以日落也。及ニ夜半。

到ニ隱郡。此大野は山邊郡にして。大和より伊賀の名張へ越る道にて。今は大野村大野寺あり。承元三年三月。後鳥羽太上皇の御幸ありし。宇陀郡大野石佛といふこれなり。宇陀郡界近き所なり。

大和國平群郡。此墓大和志に。在ニ高安村一と云へり。なともあれど。これらには非し。科長大陵。師は大字は。上の誤かと云れしは。長なる御陵ともの中に。大なキ書紀に。竹田皇子陵。何レ處とも記されざるはいかよ。若是大野岡か。はた科長か詳ならず。記に依れば。竹田皇子陵。大野岡なるへく。さて後に科長に改葬奉りし事の。書紀には漏たるなるへし。かの遺詔に。民のは非し。然るを扶桑略記に。竹田皇子陵。河内石川郡磯長山田と云。諸陵式に。磯長山田陵。小治田宮御宇推古天皇。在ニ河内國石川郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。扶桑略記に。康平二年六月二日。河内國司言。上。盜人發ニ推古天皇山陵之由。と云へり。大和志に。在ニ南山田村と云り。前皇廟陵記に。もあり。も如云。村字高家とあり。

日本書紀卷第二十一終

秘閣本中臣本終字なし

○日本書紀通釋卷之五十四

日本書紀通釋卷之五十五

飯田武鄉謹撰

日本書紀卷第二十三

息長足日廣額天皇 舒明天皇

息長は近江地名。天皇の御祖母は。息長真手王の女なれば。御母廣姬も始息長に坐しけん。故御母方の名を以。此天皇の御號とも爲しならん。足日は美稱。廣額は御容貌に據れるなるへし。又此天皇。田村皇子とも申奉れり。御母の御名。田村王とも申せりしに依れるなり○舒明の御諡。出處未詳。集解に。淮南子原道訓曰。舒レ之幘^{オホヒ}於六合。卷レ之不レ盈^ミ於一握^{ハシマ}。約而能張。幽而能明。云文を引れたれど。かなへりともおもはれす。

舒明天皇
息長足日廣額天皇。渟中倉太珠敷天皇孫。彦人大兄皇子之子也。母曰糠手姫皇女。豐御食炊屋姫天皇。二十九年。皇太子豊聰耳尊薨。而未立皇太子。以三十六年三月天皇崩。九月葬禮畢之。嗣位未定。

彦人大兄皇子。押坂彦人大兄皇子とも申せり。敏達御子也○糠手姫皇女。彦人大兄の御異母妹なり。記云。日子人太子。娶庶妹田村王。亦名糠代比賣命。生御子。坐岡本宮。治天下之天皇。次中津王。次多良王。桂^{ミヤカニセヨ}とあり○葬の訓ミハ、フリは。後にハウフリと訓るより。うつりて云るなるへし。

當是時蘇我蝦夷臣爲大臣。獨欲定嗣位。顧畏群臣不從。則與阿倍麻呂臣議。而聚群臣饗於大臣家。食訖將散。大臣令阿倍臣語群臣曰。今天皇既崩無嗣。若急不計。畏有亂乎。今以詎王爲嗣。天皇臥病之日。詔田村皇子曰。天下大任本非輒言。爾田村皇子。慎以察之。不可緩。次詔山背大兄王曰。汝獨莫誼謹必從群言。慎以勿違。則是天皇遺言焉。今誰爲天皇。時群臣嘿之無答。亦問之非答。強且問之。

蝦夷臣は。馬子の子なり○獨欲定嗣位。蝦夷の心に。此天皇を嗣位に立奉らむと定めたるもの。群臣の不從を顧畏たるなり。此事次に云。太子傳暦。當時唯有田村皇子山背大兄王。大兄王。是上

宮聖徳之子。母蘇我馬子大臣之女。其舅毛人臣。見亦爲大臣。民望所係。唯在此王。大臣欲令嗣三帝位。恐群臣不協。大會朝臣問曰。誰可嗣位。群臣無敢先答。是日大伴鯨連。獨進曰。試以順遺詔。立田村皇子。不可更議云々。はあるは此紀と異なり○阿倍麻呂臣。已に出。蘇我氏に親しき人なり。これを集解に。孝德天皇元年紀。安倍内麻呂臣と同人としたれど。證なし○詎王。平氏傳雜勘文に引るには。詎を誰とあり○天下大任本非輒言。この詔を推古紀には。昇天位。經綸鴻基。馭萬機。以亭育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不可輒言。とあり。詳略の差別はあれど。同趣の御言なり。次に委く云へし○察の一訓に。ミノラセヨとある義不詳。誤などあるか。吳謹譜。本謹を護を作る誤なり。今活字本中臣本等に據て改む。字書に謹譜也とあり。集解には即て譜に作れり。

於是大伴鯨連進曰。既從天皇遺命耳。更不可待群言。阿倍臣則問曰。何謂也。開其意。對曰。天皇曷思歟。詔田村皇子曰。天下大任也。不可緩。因此而言。皇位既定。誰人異言。時采女臣摩禮志。高向臣宇摩。中臣連彌氣。難波吉士身刺。四臣曰。隨大伴連言。更無異。許勢臣大麻呂。佐伯連東人。紀臣鹽手。三人進曰。山背大兄王。是宜爲天皇。唯蘇我。

倉摩呂臣 更名雄當 獨曰。臣也當時不得便言。更思之後。啓爰大臣知群臣不和而不能成事。退之。

大伴鯨連。拾遺記に。平氏傳文を引て。大部鯨子獨進云々とあり。鯨連は。既に蘇我氏に同意せれは。此言を先言へる也○采女臣。記に。宇摩志麻遲命。采女臣之祖。姓氏錄右京神別。采女朝臣。石上朝臣同祖。神饒造日命六世孫。大水口宿禰之後也。和泉采女臣。神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後也。とあり。天武紀。十三年十一月。采女臣賜姓曰朝臣。氏人は。天武紀に采女臣筑羅あり。稱德紀。天平神護元年二月。攝津島下郡人。右大舍人采女臣家麻呂。采女司采部。采女臣家足等賜朝臣。と見ゆ。本書天武十二年。采女造賜姓曰連。釋日本紀造作直。東大寺古文書。天平勝寶中。有但馬二方郡人。采女直真島。除目大成鈔。堀河帝時有出雲攝宇禰倍宿禰延方諸姓。或不詳。出自于此。とあり。○高向臣。姓氏錄右京皇別。氏族志に。按天武十一年。采女造賜姓曰連。釋日本紀造作直。東大寺古文書。天平勝寶中。有但馬二方郡人。采女直真島。除目大成鈔。堀河帝時有出雲攝宇禰倍宿禰延方諸姓。或不詳。出自于此。とあり。高向は越前坂井郡。因幡八上郡の地名。河内錦部郡に今あり。天武紀十三年十一月。高向臣賜姓曰朝臣。氏人は。皇極紀高向臣國押あり。常陸風土記に。孝德帝時。高向臣名欠。阪東總領たるよし見えたり○中臣連彌氣。中臣本系帳に。御食子。鎌足公の父。可多能祐大連の子とあり。姓氏錄に御食子とあり○難波吉士。既に出○許勢臣。崇峻天皇紀に出。皇極紀。小德巨勢臣德太○佐伯連。崇峻紀に出○紀臣。同紀に出○蘇我倉摩呂臣。更名雄當。公卿補任に。馬子之子。倉山田麻呂之父。とあり。雄當は雄正に作れり。大日本史。倉

呂傳に。大臣馬子之孫。
倉麻呂之子也。とあり。

先是大臣獨問境部摩理勢臣曰。今天皇崩無嗣。誰爲天皇對曰。舉山背大兄爲天皇。此時山背大兄居於斑鳩宮。漏聆是議。即遣三國王。櫻井臣和慈古二人密謂大臣曰。傳聞之。叔父以田村皇子欲爲天皇。我聞此言。立思矣。居思矣。未得其理。願分明欲知叔父之意。於是大臣得山背大兄之告。而不能獨對。則喚阿倍臣。中臣連。紀臣。河邊臣。高向臣。采女臣。大伴連。許勢臣等。仍曲詣於斑鳩宮。當啓山背大兄之語。既而便且謂大夫等曰。汝大夫等共詣於斑鳩宮。當啓山背大兄王曰。賤臣何之獨輒定嗣位。唯舉天皇之遺詔。以告于群臣。群臣並言。如遺言。田村皇子自當嗣位。更誰異言。是群卿言也。特非臣心。但雖有臣私意。而惶之不得傳啓。乃面日親啓焉。

境部摩理勢は。太子傳曆に。大臣叔父蘇我。境部臣塊瀬ある是なり。此人の事既に出。次にも云へし○

舉山背大兄云々。大日本史に此事を。推古帝崩無嗣。時摩理勢姪蝦夷爲大臣。竊與摩理勢議所レ立。摩理勢嘗與豊聰耳太子相善。建言當立山背大兄王。蝦夷欲以遣詔。立田村皇子。と書り。○三國王。系詳ならず。○櫻井臣。姓氏錄左京皇別。櫻井朝臣。石川朝臣同祖。蘇我石川宿禰四世孫。稻目宿禰大臣之後也。天武紀十三年十一月。櫻井臣賜姓曰朝臣。とあり。櫻井地名なり。今大和國十市郡。櫻井村。櫻井驛。大和志に見えたり。氏人は。東寺文書に。醍醐帝時。右京大屬櫻井觀藏あり。此裔なるへし。○和慈古。名義未詳。鷦子の義か。○叔父。集解に。按太子傳。大兄之母馬子之女。蝦夷即外叔父也。とあり。まことの叔父ならすとも。叔父と稱すること。既に云り。○立思矣。居思矣。萬葉集三十に。立而居而。念曾吾爲流。十一に。立念。居毛曾念。紅。之。赤裳下引。去之儀乎。○河邊臣。推古紀三十一年に。小德河邊臣禰受と云人みゆ。是人にや。○曲舉。萬葉に曲を都婆良と訓み。委曲を都婆良可と訓り。又奥山之。八峯乃海石榴。都婆良可。ともあり。詳字をツマヒラカと訓るに同じ。ケクは辭なり。これを通證に。末比反婆也。とあるは誤れり。ツハラもツマヒラカも同言なり。反切など云へからず。又ツフサとも云り。ツハヒラケクのツハも。ツマも共に通へり。さればツマヒラケクと云に同じき也。○謂大夫。秘閣本謂を語に作る。○面を。マ子ハムと訓る。これも古語なれども。こゝにては少しいかゝり。一訓にマウアハムとありしか。字畫の誤れるものなるへし。

爰群大夫等受大臣之言。共詣于斑鳩宮。使三國王櫻井臣以大臣之辭。啓於山背大兄。時大兄王使傳問群大夫等曰。天皇遺詔奈之何。對曰。臣等不知其深。唯得大臣語狀稱天皇臥病之日詔。田村皇子曰。非輕輒言。來國政是以爾田村皇子。慎以言之。不可緩。次詔大兄王曰。汝肝稚而勿謠言。必宜從群言。是乃近侍諸女王及采女等悉知之。且大王所。察於是大兄王且令問之曰。是遺詔也。專誰人聆焉。答曰。臣等不知其密。既而更亦令告群大夫等曰。愛之叔父勞思。非一介之使遣重臣等而教覺。是大恩也。然今群卿所尊。天皇遺命者小小違我之所聆。吾聞天皇臥病而馳上之。侍于門下。時中臣連彌氣。自禁省出之曰。天皇命以喚之。則參進向于閤門。亦栗隈采女黑女。迎於庭中。引入大殿。於是近習者栗下女王爲首。女孺鮪女等八人。并數十人。侍於天皇之側。且田村皇子在焉。時天皇沈病不能耳。

覩我乃栗下女王奏曰。所喚山背大兄王參赴。即天皇起臨之。詔曰。朕以寡薄久勞大業。今曆運將終。以病不可諱。故汝本爲朕之心腹。愛寵之情。不可爲比。其國家大基。是非朕世。自本務之。汝雖肝稚。慎以言。乃當時侍之近習者悉知焉。故我蒙是大恩。而一則以懼。一則以悲。踊躍歡喜。不知所如。仍以爲社稷宗廟重事也。我眇少以不賢。何敢當焉。當是時。思欲語叔父及群卿等。然未有可導之時。於今非言耳。

啓於山背大兄。本に兄字脱せり。秘閣本に據て補ふ。考本信友校本には。兄王の二字あり○來國政。通證に。來謂將來也。とあれど。信かたし。京極本には來を秉に作れり。さらば非輕輒言秉國政。なと訓へきか。集解に此解を。文意險澁。有し疑と云るか如く。恐らくは脱字などありしものにある。し。なほ秘閣本中臣本には。來國の間。に之字あり。これも解しかたし。○慎以言之。推古紀及上文には。言を察に作れり○勿を。マナニ訓ることは。既に仁德紀六十。年下。に云り○既而更亦云々。以下大兄王の御言なり○一介之使。史記に見えたり。左傳に一介行李。杜注に一介獨使也。とあり○遣重臣。本に遣を遺に誤れり。今考本及集解に據て改む

○所導。秘閣本著を導に作る。集解には道に作れり○小小。秘閣本中臣本に少々に作れり○門下。通證に如三門下省之門下^一とあり○禁省。漢書注に本名^ニ禁中^一。漢儀注。孝元皇后父名禁。避^レ之故曰^レ省○閤門。宮衛令に凡應^レ入^ニ宮閣門^一者。義解謂。兵衛所^レ守謂^ニ之閤門^一也。とあり。こゝにては大凡に宮門を云るなり○栗隈采女。栗隈は山城地名。其處より出^レし采女なるへし。天武十二年。栗隈首賜姓。速^レ有^レ。云^リ。○栗下。考本に下を本に作れり。近江國栗太郡あり○女孺。後宮職員令に女孺一百人。また内侍司下に。檢^ニ校女孺^一。義解謂。下條諸氏々別貢^レ女。雖^レ非^ニ氏名^一。欲^ニ自進仕^一者聽^ナ。などあり。さて女孺より采女になれるは^レ類史。天長七年。女孺伊勢國人村主宮道。遠江國人小長直綱。並補^ニ采女^一。とあり○鮒女。下に八口采女鮒女^一。とあり。されば鮒は采の誤にて。女孺采女等^ニありしか。寫誤^シなるへしと云る説あり○病不可諱。古訓に不可諱を。イユヘカラス^ト訓り○故の下。喚又召字な^ニあらまほし○蒙是大恩。嗣位を授け玉^ト。へる詔を蒙り玉^トへるなり○群卿の間に。秘閣本中臣本臣字あり。されど衍なるへし。

吾曾^{イニサキ}將^{ヨトフラハムト}訊^{シニ}叔父之病^ヲ向^{ユキテ}京^{ミヤコニ}而居^ハ豐浦寺^ニ。是日天皇遣^ハ八口采女鮒女^{シヒ}。詔^テ之曰^{タル}。爲^ニ汝^{イマシカ}叔父^ヲ大臣^ヲ。常爲^レ汝愁^{カウレヘテマヲス}言^ヲ。百歲之後^{ニハ}。嗣位非^レ當^レ汝乎^{ニヤ}。故慎^テ以^ク自愛矣。既^ニ分明有^ニ是事^ヲ。何疑也。然我豈^{ムサホラシヤ}天下^ヲ唯顯^{アラハサク}聆事^{キシ}耳^ヲ。

則天神地祇共^ニ證^{コトワリ玉ヘ}之^ヲ。是以^ハ冀正欲^レ知^ニ天皇之遺勅^ヲ。亦大臣^{所レ}遣^{ハセ}群卿^ヲ者[。]
從來如^ト嚴矛^{シテイカシボコノ}。嚴矛^{此云^ニ伊}箇之保虛^一。取^レ中事^ヲ。而奏請人等^{モナリ}也。故能宣^レ白^ニ叔父^ヲ。

居豐浦寺。大和志。添下郡豐浦寺。初名向原寺。一名建興寺。舊在高市郡。この寺は蘇我氏の建たるか故に。そこに蝦夷も居り^シにこそ○遣八口采女。本に遣を遣に作る。今改む。八口は姓氏錄に箭口朝臣。宗我石川宿禰四世孫。稻目宿禰之後也。持統紀に八口朝臣あれども。こゝは姓氏にはあらて。地名なるへし。天武紀に至^ニ八口岳^一而視^レ京^ニあるは。今詳ならぬ^シ。飛鳥京の近地なり。こゝなるはそれにはあらし。されど何れの國^ニも知かたし。但し姓^モも地名より出たることは本よりなり○爲汝叔父。中臣本に爲字なし。衍なるへし。釋紀にも其説あり○天神地祇共證之。萬葉集に。天地之^{アメツチノ}神^{カミ}理^{コソハセ}无者社[。]また天地之^{アメツチノ}神^{カミ}毛知寒^{シナサム}な^ニ。天神地祇に掛^レ誓^フ事は。みな古の意なり。源氏にも。天地ことわりたし。これにつきて。此時の遣詔のこと。委くこゝに論ふへし。さるはまつ。上文なる田村皇子への遣詔に。天下大任本非^ニ輒言^{シヤウ}。爾田村皇子慎以察之。不^レ可^レ緩。とある御詔のまゝにては。解^シ奉りかたし。推古紀にこの詔を。昇^ニ天位^一而經^ニ綸鴻基^一。馭^ニ萬機^一。以亭^ニ育黎元^一。本非^ニ輒言^{シヤウ}。恒之所^レ重。故汝慎以察之。不^レ可^ニ輒言^{シヤウ}とある。この詔詞。同時の事なるを。かく二項に分て記されたるを併せて。今其御心

をむかへ考れば。天位に昇りて鴻基を知しめし。萬民を育する事は。大任にして輒く言へき事ならず。朕もこの御業をは。恒に重みしき。汝田村皇子も。慎みてこれを察せよ。輒く勿爲そ。との詔なり。これ此皇子には。位を授け玉ふにあらすして。いかてかゝる詔あるへき。されはこの詔にて。遺勅の旨は。明らかに知られたるか如くなり。故其意を得て。太子傳暦に。遺詔曰。田村皇子宜レ纂ニ大業。と書したり。當時大伴の鯨連か言にも。天下大任也。不可レ緩。さてまた山背大兄王への遺勅には。汝獨莫ニ謹謹。必從ニ群言。慎以勿レ違。とある。これも此まよにて解かたきを。推古紀には。汝肝稚之。若雖ニ心望。而勿ニ謹言。必待ニ群言。以宜レ從。とあり。此二を併て考へまつれは。汝未た肝稚じ。心に皇位を望むとも。必獨して勿謹ナトヨき言そ。群臣の議らひに賴て。慎み違ふこと勿れ。との御言なり。されは此皇子には。嗣位を授け玉ふまでの詔は。なかりしか如し。かくては異言すへきことなきか如くなれど。今熟ら按へは。この遺勅の趣は。田村皇子天位を知り玉へる後に。記し文を見たらむには。疑なきこと能はず。さるは山背大兄王の。群大夫等に告玉へる後に。記し文を見奉れば。右の趣に異なり。其は大兄王への遺勅に。朕今曆運終なんこす。汝は本より朕が心腹として愛寵せり。國家の大事は朕か世のみの務にあらす。汝肝稚じと雖も。慎て察せよとなり。かくては汝未た肝稚じと雖。天下の政事は。此までの如くに。慎みて察せよとなり。これ皇位に即け玉はぬ御子に。かゝる遺詔あるへくもあらす。さては大兄王に天下を授け玉ふものゝ如し。されど此遺詔のさまは。大兄王の御口自出ツカラたる言なれは。疑な

き事あたはすとも云へけれど。此大兄王の御性を。よく思遺奉らは。疑ひなかるへし。其は下文に散見せし條々を拾ひてのへんに。此王佛道にあくまで染み玉ひし御心ならひは。さるものから。其御言の中に。諸惡莫レ作。諸善奉行。承ニ斯言。以爲ニ永戒。是以雖レ有ニ私情。忍以無レ怨。復我不レ能レ違ニ叔父。と宣ひ。また後に入鹿に攻られて。困苦み玉ひし時の御言に。三輪文屋君か勧めまつりて。東國の師を興して戦ひ玉はゝ必勝之。と申ける時の御言に。如ニ卿所レ導。其勝必然。但吾情冀。十年不レ役ニ百姓。以ニ一身之故。故勞ニ萬民。又於ニ後世。不レ欲ニ民言。由ニ吾之故。喪己父母。豈其戰勝之後。方言ニ丈夫哉。夫損身固レ國。不ニ亦丈夫者歟云々。又曰。吾起レ兵伐ニ入鹿。其勝定之。然由ニ一身之故。不レ欲ニ傷ニ殘ニ百姓。是以吾一身賜ニ於入鹿。云々。といふことあり。又其次の文中に。上宮王性順ともあるにて。此王の偽言など宣ふましき御性なることも知られたり。さらば大兄王の御口より出たる言なりとて。疑はしき事へる御言の。いとも切なるをや。これらのことともを以察すれば。さきに天皇の遺詔とて。田村皇子のたまはせしは。あらぬ作り言にて。まことには。此大兄王に。嗣位を授け玉ひしものと量奉られたる。然るに此王は。聖德太子の御子に坐て。御威勢も其世に盛なりしことありければ。蝦夷の爲には。御外姪ながら。いたく忌まれ玉ひしなるへし。故田村皇子に心をよせて。遺詔をさへに。あらぬさまに取かさりて言出たりしかど。其世の群卿たちの。思ふ所もいかにあらむと。其心々を引見ら

れたりしなり。故群卿等も。みな憚りて其答をなさうじに。大伴連鯨など。この蝦夷に詔ひ媚て。既從天皇遺命耳。なと言出たりけらし。されど本より。天皇の遺命ならざる事を知れる輩は。山背大兄王。是宜レ爲天皇と。固く執りて動かぬけしきあり。中にも蝦夷か叔父なる。境部摩理勢臣弟馬子など。遂に從はさりしかは。此人を失はさらむ限りは。わか言の行はるましき事を思ひて。叔姪の間に隙を生じ。摩理勢に。あらぬ冤罪を負ふせ。併せて其子等をも。みな滅したり。さて遂に思ふか如く。田村皇子を位に即け奉りて。己か望を遂たりしは。いはむかたなき逆^{サカシ}まなるものなりかし。さて立られ玉ひし天皇の御上よりまをさんには。事の道理はおきて。天皇の御爲には。蝦夷は恩人とも申へきなれは。其世の史には。みな蝦夷をよきさまに記しゝものなることは。本よりなり。されば先天天皇の遺詔と云もの。みな當時のつくり言にして。眞實の遺勅は。知られぬ如くなりしものなる事は。此御世のみにもあらず。後々もためしある事なり。かく見以て行けば。此時の遺詔の。まことならぬ事は。其世に知りたるものもあらめど。當時の天皇の御爲に。たれも言出ぬことはなりけらし。かつは此紀の撰者の御心にも。御父とます。天武天皇は。即舒明天皇の御子にませは。其御心じらひのなかりしども申かたし。此またさも有ねへき御事情なり。これら的事。既に平田翁なども。しか見做したる説あり。よく史をよみたりし人といふへし。然るに此遺詔のさまを。ありの隨に心得て。太子傳暦などに。遺勅曰。田村皇子宜レ纂^{スル}大業。なところしたるは。たゞ大凡に史をよみて。しか思ひしなれば。云に

も足らぬ事なりかし。近き頃栗田寛も。此事に心附て。蘇我氏專權より。舒明を抑してなしに相違なし。當時諸大夫みな。其權威に壓せられしと見えしを。唯々摩理勢父子三人。眞に雪中松柏とも云ふべく。此時中臣も物部も。蘇我に壓倒せられたりと見えたり。然るに日本史論賛に。摩理勢か事を。みたりに皇位を議し。終に。死に及ひたるは宜也。など云るは。甚しき非なり。と云れたる。これまたさることもなり。天下所知。是以如高山恃之。願嗣位勿輒言。則令三國王。櫻井臣副^{ソヘテ}群卿^{ヤリテ}而遣之曰。欲聞還言。時大臣遣^{シテ}紀臣。大伴連^{トヲ}謂^ニ三國王。櫻井臣曰。先日言訖。更無異矣。然臣敢^テ之輕^{クナル}誰^{オツレノキミフ}王^ヲ也。重^{セム}誰^ヲ王^也。於是數^{ヘテ}日之後。山背大兄亦遣櫻井臣告^テ大臣曰。先日之事。陳^レ聞^フ耳。寧違^ニ叔

父哉。

泊瀬仲王は。聖德の御子にて。大兄王の異母の御弟なり。法王帝説に。聖德法王娶膳部加多夫古臣女子。名菩岐々美郎女。生兒。春米女王。次長谷王。とあり。この王。仲王と申すは。大兄王の次にや生れ玉ひけん。太子傳曆及補闕記等には。近代王とあり〇我等父子並自蘇我出之。御父太子は。もどより蘇我氏の出なれとも。此王は右に見えたる如く。膳氏の女の生たるなれば。父子蘇我出とは申しかたし。按に後に。馬子女刀目古郎女の御養となりなどし玉ひし事ありて。かく言へるか〇如高山恃之。蘇我氏をは。高山とも恃み居る事なれば。叔父にも。疎には爲じ。必我等の事は。よき様に計り居ることなるへければ。此方よりは彼是と申さし。と言るなり〇陳聞耳。集解に。陳下疑脱所字。とあり。

是日。大臣病動。以不能面言於櫻井臣。明日。大臣喚櫻井臣。即遣阿倍臣。中臣連。河邊臣。小墾田臣。大伴連。啓山背大兄言。自磯城島宮御宇。天皇之世。及近世者。群卿皆賢哲也。唯今臣不賢。而遇當乏人時。誤居群臣上耳。是以不得定基。然是事重也。不能傳薦。故老臣雖勞。面啓之。其唯不誤遺勅者也。非臣私意。既而大臣傳阿倍臣。中臣

連。更問境部臣曰。誰王爲天皇。對曰。先是大臣親問之日。僕啓既訖之。今何更亦傳以告耶。乃大忿而起行之。適是時。蘇我氏諸族等悉集。爲島大臣造墓。而次于墓所。爰摩理勢臣壞墓所之廬。退蘇我田家。而不仕。時大臣愠之。遣身狹君勝牛。錦織首赤猪。而誨曰。吾知汝言之非。以干支之義。不得害。唯他非汝是。我必忤他從汝。若他是汝非。我當乖汝從他。是以汝遂有不從者。我與汝有暇。則國亦亂。然乃後生言之。吾一人破國也。是後葉之惡名焉。汝慎以勿起逆心。然猶不從。而遂赴于斑鳩。住於泊瀬王宮。

小墾田臣。姓氏錄右京皇別。小治田朝臣。武内宿禰五世孫。稻目宿禰之後也。天武紀十三年十一月。小墾田臣賜姓曰。朝臣。とあり。氏人にては。天武紀に小墾田猪手。小墾田臣麻呂等あり〇磯城島宮御宇天皇。欽明天皇なり〇遇。釋紀に適に作る。集解本に改めたり〇非臣私意。秘閣本非下唯字あり〇大忿而起行。明らかに知られたる事を。又重ねて問へるには。蝦夷に大に意味あることなるを知て。摩理

勢の大きく忿れるなり○造墓は。即馬子か桃原墓なり○蘇我田家。この蘇我は地名なるへし。田家は未詳○身狹君。本に狹身に誤れり。今中臣本に據て改。姓氏錄未定雜姓。牟佐公。吳國王青清王之後也。ある此氏なるへし。記に。天押足日子命。牟邪臣之祖也。また確略紀二年に。烏狹村主さあるなどは。別姓なるへし。○錦織首。欽明紀三十一年に出○干支之義は。幹枝之義なり。仁德紀四十年に出。訓にコノカミオト、と訓るは非なり。ヤカラなど訓へし○他非汝是。舊讀非なり。他アシクテ汝ヨクハと訓へし○有瑕。有隙にて。心の合はさるを云。源氏床夏に。うはへはいとよきおんなかの。昔よりさすかにひまありける。

於是大臣益怒。乃遣群卿請于山背大兄曰。頃者摩理勢違臣匿於泊瀬王宮。願得摩理勢欲推其所由。爰大兄王答曰。摩理勢素聖皇所好。而暫來耳。豈違叔父之情耶。願勿暇。則謂摩理勢曰。汝不忘先王之恩。而來甚愛矣。然其因汝一人。而天下應亂。亦先王臨沒謂諸子等曰。諸惡莫作。諸善奉行。余承斯言。以爲永戒。是以雖有私情。忍以無怨。復我不能違叔父。願自今以後。勿憚改意。從群而无退。是時大夫等。且誨摩理勢臣之曰。不可違大兄王之命。於是

摩理勢臣進無所歸。乃泣哭更還之。居於家十餘日。泊瀬王忽發病薨。爰摩理勢臣曰。我生之誰恃矣。

頃者。本に頃を項に誤れり。今改む○聖皇は。推古天皇を指申するへし○不忘。本に忘を忌に誤る。今考本に據て改○先王は。聖德太子なり○臨沒。本に沒を設に誤る。今集解に據て改。考に訛どあ。○諸惡莫作諸善奉行。二句。涅槃經。增一阿含經等に見えたり○從群而无退。考本信友校本。群下臣字あり。本の訓に據て改意。按言勿退居とあり。其意なり○進無所歸。考本に引一本に進下退字あり。

大臣將殺境部臣而興兵遣之。境部臣聞軍至。率仲子阿榔出。于門坐胡床而待。時軍至。乃令來目物部伊區比以絞之。父子共死。乃埋同處。唯兄子毛津逃匿于尼寺瓦舍。即奸一二尼。於是尼嫉妬顯。圍寺將捕。乃出之入畝傍山。因以探山。毛津走無所入。刎頸而死。山中時人歌曰。于泥備榔摩。虛多智千須家苦。多能彌介茂。氣菟能

和區吳能。虛茂邏勢利祁牟。

來目物部。雄略紀二年に出○兄子は。通證に胄子也と云るか如し。集解に兄を長に作るは。却て誤なり○瓦舍。通證に。此時雖レ寺。非レ佛殿。不レ用レ瓦。故有ニ此名。と云り。なほ瓦舍の事は齊明紀に云り○即新一二尼。此等は摩理勢父子に。冤を負せたる托言なること。次の歌にて明かなり○嫉妬の訓は。倭名抄後妻宇波奈利とあるより出し詞なり○走無所入。本に無字を重複せるは衍なり○于泥備榔摩。畠傍山なり○虛多智子須家苦。木立雖レ薄なり○多能彌介茂。憑歟なり。茂は醉なり○氣菟能和區吳能。毛津若子之なり○虛茂邏勢利祁牟。將隱有なり。守部云。此は山に籠れりし程の歌にて。未自刺_テ頸_ヲ死_セさりしほとに。時人の歌ひしなれば。山を探りし間。日比經たるへし。一首の意は。畠火山木立薄けれど。せめて其を憑みとしてか。毛津壯子かこもらせりけむ。あたら壯子を。誰そ救ひ助くる人はあらさるか。彼蝦夷か惡を懲す人はあらぬかと。下に含めたるなり。諸抄の釋おろそかなり。と云り。まことに此解の如くにして。時人か毛津を痛く惜めるなり。毛津まことに尼を奸して。山に逃入なごしたらんには。いかてかく人に惜まるゝ事などあるへき。一首の調を聞知る人は。毛津か。かゝる冤を被りたるさまを。言外に含みてよめる歌なることを知へし。さるにても。蝦夷は惡むへきものにそありける。

元年己丑

元年春正月癸卯朔丙午。大臣及群卿。共以天皇之璽印_{ミシルシヲ}。獻於田村皇子。
則辭之曰宗廟重事矣。寡人不賢。何敢當乎。群臣伏固請曰。大王先朝鍾愛_{オキモヒテカミモヒトモ}。幽顯屬心_{ツケタリ}。宜纂_{ツキテ}皇綜_{キミノミツキヲ}。光臨億兆_{テラシソソミエヘオホミタカフ}。即日。即天皇位。夏四月辛未朔遣田部連_{ミケタリ}於掖玖_{ミケタリ}。是年也太歲己丑。

丙午は四日なり○以天皇之璽印獻云々。先帝の崩は去年の三月なるを。それより此正月に至るまで。嗣位ましまさず。其間に蝦夷か。とかくに計らひて。山背大兄王を廢し。摩理勢を殺しながらして。遂にかく田村皇子に。天皇之璽印を獻することとはなりしなり。上件の事とも。其月日は記さねども。九月葬禮畢之ての後とあれは。去年の冬中に。其奸謀全く成り畢りしなり。此間の事とも。多くは缺きて世に傳へすなりにけるは。いとあたらしき事なりかし○幽顯は。神人と云るも同じ。訓は其意を得たり○皇綜は。通證に。皇統也。易疏。綜謂_ニ總聚_一也。とあり。但し集解に。皇綜朱レ知_ニ所出。疑統誤。壺本作_レ統。とあれは。さる本もありしなり。皇極紀に天宗と云る語もあり。なほそこに云へし○即天皇位。大日本史云。皇年代略記。皇胤紹運錄。一代要記等諸書。並云年三十七。水鏡云。四十七。按本書享年缺。今無_レ所レ決。故不_レ書。とあり。例に依に。こゝに以_ニ蘇我臣蝦夷_ニ大臣_一如_レ故_ニあるへきなり○田部連。天孫本紀。物部小前宿禰連公者。田部連等祖。とあり。氏人は。天武紀に田部連國忍あり。又宿

禰姓も此族なるへし。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。攝津大屬田部宿禰家主あり。稱德紀に。主計頭田部宿禰男足。同姓淡路守足島。白河帝時。日向人田部宗綱稱諸縣大夫。字佐大鏡に見え。後深草帝時。田部秀綱稱土持左衛門太郎。葉黃記に見えたり。又物部倭古連公。依羅田部連等祖。云るもあり。また氏族どあり。不知何族。○太歲己丑。年代紀を考るに。今年唐太宗貞觀二年に當れり。

二年庚寅

二年春正月丁卯朔戊寅立寶皇女爲皇后。后生一男一女。一曰葛城皇子。近江大津宮御宇天皇。一曰間人皇后。三曰大海人皇子。オホシアマノ御宇天皇。夫人蘇我島大臣女法提郎媛。生古人皇子。フクル兄皇子。又娶吉備國蚊屋采女。生蚊屋皇子。

寶皇女。皇極天皇に坐す。押坂彥人大兄皇子御子。茅淳王の御女なり。天皇の御女姪にあたり坐り。寶は美稱か。又地名にもあるへし。倭名抄鄉名に財部あり。天武紀に財日奉造あれは。姓氏にもあるへし。○后の上。信友校本云。一古本有三皇字と云り。京極本にもあり○葛城皇子。天智天皇に坐す。葛城は御乳母の姓なるへし○間人皇后。孝德天皇の皇后に坐す。間人は御乳母の姓なり○大海人皇子。天武天皇に坐り。本人人字脱たり。考本契冲校本及天武紀に據て補○夫人の一訓ムラトシは。邑刀自

とありける邑を。ムラと訓あやまりしものと見えたり○法提郎媛。名義未詳。訓もホホテと訓へきか。ホテと訓へきか。さたからず○古人皇子。孝德紀に出。更名も同紀になほ見えたり○吉備國蚊屋采女。備中國賀夜郡あり○蚊屋皇子。帝王編年記に。母婦子媛とあり。姓氏錄に。左京皇別。三島真人。出自_ニ謚舒明皇子賀陽王也。とあり。續紀を按に。孝謙帝時。無位垂水王子三室王。姪三影王。日根王。名邊王。廬原王子。安曇王。三笠王。對馬王。物部王。牧野王孫奈羅王。小倉王。猪名部王子大湯坐王。堤王。菟原王。三上王。野原王。礪波王等。皆三島真人姓を賜はれり。この王等。蚊野皇子の裔と見えたり。拾芥抄に三島朝臣あり。後に姓を改めたるものならん。

三月丙寅朔。高麗大使宴子拔。小使若德。百濟大使恩率素子。小使德率武德。共朝貢。秋八月癸巳朔丁酉。以大仁大上君_{ミタスキ}二田耜。大仁藥師惠日。遣於大唐。庚子饗高麗百濟客於朝。九月癸亥朔丙寅。高麗百濟客歸于國。是月。田部連等至自_ニ掖玖。冬十月壬辰朔癸卯。天皇遷於飛鳥岡傍。是謂岡本宮。是歲。改脩理難波_{オホ}大郡。及三韓館。

宴子拔。考本に拔を祓に作れり。さて古訓に。宴音晏。拔音拜とあり。ある古訓に。アンスハイとよめ

り○丁酉。五日なり○大仁犬上君。推古紀二十二年に。唐に使はされて。翌年歸朝せり。その時の事を舊事紀に。大禮犬上御田鍬とあり。其後轉昇して大仁になれるなり○藥師惠日。この人推古紀三十一年に。唐より歸朝せしことありて。そこに云り○遣於大唐。唐錄曰。太宗貞觀五年。倭國遣使獻方物。太宗矜其路遠。無レ令三歲貢。と通證にあり。なほこの事唐書を引て次に云り○庚子。八日なり○丙寅。四日なり○癸卯。十二日なり○遷於飛鳥岡傍。信友校本に。遷下都字を補へり。飛鳥岡傍は。大和志云。高市郡逝回丘。在岡飛鳥二村間。蓋是。とあり。舊都趾要覽云。高市郡高市村大字岡東光寺龍蓋寺岡寺所在の地とあり。はやく玉林抄に。岡本宮は。橘寺のひかし逝回岡。即今岡寺の地に。橘寺のところとあり。萬葉に。故鄉豊浦寺尼私房宴歌。明日香河。逝回丘之。秋芽子者。今日零雨爾。落香過奈牟。などあり。この逝回と云る地は。いと廣き大名と見えて。和州五郡神社神名帳略解に。高市郡甘樺神社を。在逝回郷甘樺丘前。治田神社を。在逝回郷小學田村。今日豐浦村。御歲神社を。在逝回郷田口村。大野陸田畠。など見えたり。但し和名抄の郷名にはなし。逝回丘を。○岡本宮。此宮又齊明紀に。二年於飛鳥岡本更定宮地。遂起宮室。天皇乃遷。號曰後飛鳥岡本宮。とあるも同地なり。此宮。帝王編年記に。高市郡島東岳本地是也。と云り。島は今島莊と云處。丘本は今岡と云處。大和志に在岡村。と云り○難波大郡及三韓館。通證に及當レ作レ之。或衍。とあるはさることなり。拾遺記に引るには乃とあり。これは傍訓の乃字を。本文に寫し入たるならん。信友本にも衍と云り。さて難波大郡は。東生郡にて。已に推古紀に云り。三韓館は。欽明紀二十二年下に。爲唐客。造新館於

難波高麗館之上。とある處にて。古蹟在安國寺坂上。と攝津志にあり。攝津名所圖會。東生郡眞田山の北一町ばかりに舊跡あり。字を唐居殿と云とぞとあり。既に引て云り。

三年春二月辛卯朔庚子。掖玖人歸化。三月庚申朔。百濟王義慈。^{イレテ}入王子
豊章爲質。秋九月丁巳朔乙亥。幸于攝津國有間溫湯。^ユ冬十二月丙戌朔
戊戌。天皇至自溫湯。

庚子十日なり○百濟王義慈。大日本史に。據三國史記東國通鑑。是時義慈未レ立。とあり。さることなり。こゝは百濟王璋とあるへし。次云○王子豊章。これも誤なり。王子豊とあるへし。集解云。東國通鑑云。唐貞觀十五年。百濟武王四十二年。王璋薨。諡曰武。太子義慈立。義慈幼有孝友之行。時號海東曾子。是年當貞觀五年。先于通鑑二十年也。とあり。されば東國通鑑に據に。是歲武王璋立。三十一年なり。義慈立は天皇十三年。とあり。十一年の後なり。されば本紀は誤なり。また唐書及三國史記東國通鑑等に。みな豊とあり。皇極紀に百濟太子餘豐とあるそ宜しき。餘は彼國王の姓なり。璋は父の名なり。さて章を通證引る本。及考本に璋に作る。孝德紀にもしかあり○乙亥。十九日なり○有馬溫湯。和名抄攝津國郡名有馬阿利萬。釋紀に引。攝津國風土記云。有馬郡有鹽原山。此邊有鹽湯。因以爲名。とあ

り。神名帳。攝津國有馬郡有間神社。湯泉神社。攝津志に。有馬郡温泉。湯槽深三尺有餘。廣二丈許。長可四丈。上構三浴室。中分三室内。曰一湯。曰二湯。相傳。此泉性溫和。帶辰砂之氣。所以冠于天下溫湯也。とあり。この神社は大穴牟遲命なり。千載集に。有馬の湯にしのひて。御幸ありける御供に侍けるに湯明神をは。三輪の明神となん申侍けると聞て。按察使資質。珍らしきみゆきをみわの神ならは。じるもありまの出湯ならまし。

四年壬辰

四年秋八月。大唐遣ヲ高表仁。送三田耜。共泊于對馬。是時學問僧靈雲。僧旻。及勝鳥養。新羅送使等從之。

遣高表仁。此時唐太宗貞觀六年なり。舊唐書に。遣新州刺史高表仁。持節往撫之。表仁無綏遠之才。與王爭禮。不宣朝命而還。とあり。新唐書。高仁。此事次に云。○靈雲僧旻。推古紀十六年の下に出○勝。姓氏錄山城諸蕃。勝。上勝同祖。百濟國人多利須々之後也。とあり。右京に上勝。百濟國人多利須々後也。あるを見れば。氏に云も姓に云も。同じ族なりしなり。氏人は。桓武紀に中務史生勝繼成。仁明紀に美濃人正親大令使勝廣吉等。改隸左京。外記日記に。朱雀帝時。左史生勝良義。小右記に。三條帝時。番長勝良真あり。氏族志云。出雲風土記。聖武帝時。本國大原郡大領。勝部君虫麻呂。東大寺正倉院文書。同時有出雲神門郡人。衛門府衛士勝部臣弟麻呂。及勝部首黑田。續紀。桓武帝時。有近江人勝首益麻呂。類聚國

史。同時有出雲采女勝部造真上。類聚符宣抄。一條帝時。有香椎宮司勝伴宿禰公武。拾芥抄有勝宿禰。豈亦皆是族歟。と云り。さてまた勝を姓としたるものは。姓氏錄及其他の史ともにいと多し。此紀にも韓島勝婆婆と云人。天智紀に見えて。そこに云り。この勝の訓もさたかならず。マサとも。カチとも訓めれど。諸蕃の姓に。村主と云かあまたあれは。其に據てスクリと訓つ。この事は雄略紀に云り。考合すへし。

冬十月辛亥朔甲寅。唐國使人高表仁等。到于難波津。則遣大伴連馬養。迎於江口。船卅一艘及鼓吹旗幟。皆具整飭。便告高表仁等。曰。聞天子所命之使。到于天皇朝。迎之。時高表仁對曰。風寒之日。飭整船艘。以賜迎之。歡愧也。於是令難波吉士小楓。大河内直矢伏。爲導者。到館前。乃遣伊岐史乙等。難波吉士八牛。引客等入於館。即日給神酒。

甲寅。四日なり。○到于。秘閣本中臣本に。到を泊に作れり。○大伴連馬養。大日本史大伴金村傳に。金村孫。昨。有三子。長德。日本紀。續日本紀。共不レ云。其父。公卿補任云。金村曾孫昨子連子。今據之。馬來田。吹負。長德字馬飼。とあり。馬飼は馬養なり。白雉二年に右大臣にて薨せり。扶桑略記には。長德。昨。○鼓吹旗幟云々。これは唐禮に據れりしものなり。子男。とあり。一世異なり。

るへし。唐書百官志に。節度使入レ境。州縣築_ニ節樓_ニ。迎以_ニ鼓角_ニなどあり〇大河内直。推古紀十六年に出。矢伏。名義未詳〇到館前。到下。秘閣本中臣本及拾遺記に引るに于字あり〇伊岐史。姓氏錄左京諸蕃。伊吉連。出自_ニ長安人劉楊雍_ニ也。とあり。氏族志云。劉楊雍一作_ニ劉家雍或楊雍。未_ニ知_ニ孰是_ニ。且不_ニ詳_ニ其爲_ニ何代人_ニ。然本書伊吉連序_ニ之王仁智恭王等之後。板茂連序_ニ之盡達王之後。則其爲_ニ漢人_ニ可_ニ知_ニ。故序_ニ于此。と云。天武紀十二年十月。壹岐史賜_レ姓曰連。とあり。齊明紀に。伊吉連博德。あるは。追書なるへし。氏族志云。其族有_ニ板茂氏_ニ。貫_ニ于河内_ニ。姓氏_ニ元正紀。從五位下板持史内麻呂等十餘人。賜_レ連。又有_ニ滋生氏_ニ。系出_ニ楊雍七世孫貴仁_ニ。仁明紀。河内人左近衛將監伊吉史豐宗等。同族十二人賜_ニ姓滋生宿禰_ニ。本書以_ニ楊雍_ニ爲_ニ唐人_ニ。と云り〇給神酒。神をミワ_ニ訓む事既に云り。私記。神酒和語云_ニ美和_ニ。とあり。玄蕃式云。凡新羅客入朝者給_ニ神酒_ニ。其釀_レ酒料稻。大和國賀茂。意富。纏向。倭文四社。河内國恩智一社。和泉國安那志一社。攝津國住道。伊佐具二社。各三十束。合二百四十束。送_ニ住道社_ニ。大和國片岡一社。攝津國廣田。生田。長田三社。各五十束。合二百束。送_ニ生田社_ニ。竝令_ニ神部_ヲ造_ニ。差_ニ中臣一人。充_ニ給酒使_ニ。釀_ニ生田社_ニ酒者。於_ニ敏賣崎_ニ給之。釀_ニ住道社_ニ者。於_ニ難波館_ニ給之。とあり。古は新羅人に限らず。諸蕃使に賜ひシカ。式の頃には。新羅客にのみ。此式の残れるなるへし。さて此時の唐客の事。駄戎慨言に論ひて云。唐書に。太宗貞觀五年遣_ニ使者_ニ入朝。帝矜_ニ其遠_ニ。詔_ニ有司_ニ母_レ拘_ニ歲貢_ニ。遣_ニ新州刺史高仁表_ニ。往諭。與_レ王爭_レ禮不平。不_ニ肯宣_ニ天皇命_ニ而還。といへる此時なり。太宗は高祖といひしか子にて。唐の第二世の王。貞觀五年は。すなはち此岡本の御代の三年にあたれり。扱此時の使表仁を。新唐書又文献通考に。右の如く仁表_ニあれども。舊唐書

には書紀と同しく表仁_ニそある。與_レ王爭禮云々の事。書紀には見えず。但しさきの小治田の朝廷の御時の如く。此度の使も。大宮内に召されて。天皇を拜み奉りしことも記_{シル}さるへきに。さることなくて。たゞ十月に難波津の館に入て。御酒を給はり。此年の正月に。歸り罷りしよしをのみ記されたるは。よしありて京には召さ_シりしにや。又めしつれど。かの唐書に言ふ如く。禮ことを争ひ奉りて。不_ニ平_ニさりし故に記されさりシカ。さたかならず。そもそもかの太宗と云シは。いとかしこき王にて。其國をよく治て。さき_ニよりも勢勝れたるころほひにて。いよ_ニ驕れる心には。御國よりの御使の趣も。さこそしたかひおちたらめど。思ひるたりつらむに。さはあらて。萬いと高かりけむを。思の外にゐやなこと思ひて。又御使遣はさんには。必倭王某と名のりて。ゐやゐやしくあるへしこやうに。云知らせ申さんとぞ。此高表仁を_ニ遣せけん。されば表仁も。いとみたりに驕り高ぶりつゝ。いともかしこく。天皇をも輕じめ奉りて。かの國に順ひをる。かたはらの國王ともと侔しなみに。あへしらひ奉らむ_ニせし故に。皇朝には。すへてさる无禮あへしらひは。更にうけ玉はて。萬に_ニきひさりけんこと。さもありぬへし。伴信友も此事を論ひて。善隣國寶記。舒明三年の下に。唐錄を引たる文引合はすへし。紀に同四年八月に。高表仁が來れるはこれなり。唐錄に。表仁云々。與_レ王爭_レ禮。不_ニ宣_ニ朝命_ニ而還_ニ。とあれど。紀の文にては。然はきこえず。相應にあしらひ玉へるなり。然るに不_ニ宣_ニ朝命_ニ而還_ニ。とあるは。唐錄に見えたる。こなたへ申へき趣の言は。いと不禮しさ事なれば。稟威に恐れて。申出さりつるを。歸りて争_レ禮など_ニ説り復命したるなるへしといへり。と云はれたり。

五年癸巳

五年春正月己卯朔甲辰。大唐客高表仁等歸國。送使吉士雄摩呂。黑摩呂等到對馬而還之。

甲辰。二十六日なり○高表仁等歸。この時の使者は。上に云る如く。不平にして歸りしものなるへし。杜佑が通典に。由レ是遂絶といへり。さて唐書の右のつよきに。久レ之更附新羅使者上書といへり。舊唐書には。これを貞觀二十二年のこととせり。孝德天皇大化四年なり。本紀には此事見えず。

六年甲午

六年秋八月長星見南方時人曰彗星。

彗星。倭名抄天地部。彗星。兼名苑注云。彗星和名波波岐保之。言其形如等簾也。載彗字云。彗或从竹。是彗雲々。とあり。

七年乙未

七年春正月。彗星廻見于東。夏六月乙丑朔甲戌。百濟遣達率柔等朝貢。秋七月乙未朔辛丑。饗百濟客於朝。是月。瑞蓮生於劍池。一莖二花。

甲戌。十日なり○辛丑。七日なり○瑞蓮。和名抄草木部。蓮和名波知須。通證云。蓋蜂巢也。以形狀得名。爾雅荷芙蕖。其實蓮。皇甫湜記。瑞蓮猗々合帶公池。祥瑞圖曰。雙蓮爲苹。孝經援神契曰。王者德

至於地。則華萃感○劍池。高市郡石川村にあり。應神紀に出○一莖二花。通證云。群芳譜曰。始頭蓮。晉泰和間生於玄圃。謂之嘉蓮。今所在有之。とあり。此も祥瑞として記せしものなるへし。

八年丙申

八年春正月壬辰朔。日蝕。三月。悉効下奸采女者皆罪之。是時。三輪君小鷦鷯苦其推鞠。刺頸而死。夏五月。霖雨大水。六月。災岡本宮。天皇遷居田中宮。秋七月己丑朔。大派王謂豐浦大臣曰。群卿及百寮。朝參已解。自今以後。卯始朝之。巳後退之。因以鍾爲節。然大臣不從。是歲大旱。天下飢之。

日蝕。長曆に。諸曆推不入食限。此天變也。とあり。信かたき説なり○効。廣韻。効推窮罪人。とあり。本に効に作るは非なり○推鞠。鞠鞠同。考課令。推鞠得情。義解謂。鞠者第レ罪也○刺頸。刺を本に判に誤る。今改む○田中宮。大和志に。高市郡田中宮。古蹟。在田中村。とあり。記傳云。田中。高市郡にも。添下郡に。此も三代實錄十。また十四卷に。大和國田中神。と云ある。も。今田中村。あり。此内なるへし。也。と云れたり。なほ高市郡の方なるへし。大和志に。田中神。今添下郡田中村に。あり。貞觀七年四月無位より從五位下。○大派王。集解に。敏達天皇皇子。有三大派皇子。見四年紀。とあり。紹運錄に。敏達天皇の御子。建波皇子。子の男大保王。あり。保は侯の誤か。皇極紀にも。小德巨勢臣德太。代大派皇子。而誅。とあり。こよに王と書るも。なほ皇子なるへし。さらば王をもミコと訓

へし。この頃は。未オホキミな。○豊浦大臣。蝦夷なり。○朝參已解は。朝參せざるにはあらず。朝參の時節など。いと濫なりしを宣へるなるへし。○以鍾爲節。鍾は鐘と同じ。古字通用せり。擊鍾を以更點を定めたる事も。唐六典に見えて。彼に取玉ひしなれど。此に見えたるを始とす。この事は。高田與清か更鍾略考と云ものに。按本朝更鐘の始は。舒明天皇八年に。大派王これを用ん事を。豊浦大臣に説たるに。豊浦從はす。孝德天皇大化三年に。禮法を定て。午時退出の鐘を撞じめ玉ふ。天智天皇十年に。始て漏刻を置て時を候ひ。それに合せて鐘鼓を打じめたまへりしなりとて。其本文を盡擧け。職員令陰陽寮式。其他の文とも。これに預る事ともを引て。委く云れたり。今其文ともを。孝德天皇大化三年。天智天皇十年の下に引て注すへし。さて節をト、ノへと訓るは。萬十九等登能倍賜^{トトノヘタマフ}下。古義云。二卷。御軍士乎。安騰毛比賜^{トハル}。齊流^{トハル}。鼓音者。三卷。網引爲跡。網子調^{トハル}。流^{トハル}。舒明紀。以レ鐘爲節。孝德紀。混^{ムヲカシ}齊^{トハル}天下^{トハル}。なと見ゆ。すへて登々能布と云は。離散するものを。呼立^{ソロフ}整齊^{トハル}るを謂言なること。右の語にて心得へし。されはこゝは朝廷に仕奉る百官人の。離散ましく。齊へ撫惠み玉ふよしなり。とあり。○大臣不從。大臣の威權を以て。皇子等の制を受けんことを嫌ひ。また朝政の壅滯を何とも思はぬ私意より。従はさりしなるへし。

九年丁酉

九年春二月丙辰朔戊寅。大星從東流西。便有音似雷。時人曰。流星之

音亦曰地雷。於是僧旻僧曰。非流星。是天狗也。其吠聲似雷耳。三月乙酉朔丙戌日蝕之。

戊寅。二十三日なり。○僧旻僧。下文惠隱僧の例なり。孝德紀には旻法師とあり。○流星。古本の訓に。ヨハヒホシと訓り。倭名抄。兼名苑云。流星一名奔星。和名與八比保之。とあり。或說に。呼星の義にて。此星の奔る音を以名けたりと云り。有レ音似レ雷とも。史天官書に。天狗狀如^ニ大奔星^ニ有レ聲ともあれは。さもあるへし。夫木集に。うらやまし誰をみそらのよはひ星。暮るれば出て光しるらん。とよめるなとは。後の結婚の義に云るなり。結婚も。もと呼ふ義より出たるなれど。其は末の義なれは。なほ聲に依れる名の方なるへし。○地雷。神代紀に土雷の名あれども。異なり。これも史記天官書に。天鼓有レ音。如レ雷非レ雷。音在レ地而下及レ地。なとある文に據て。時人の名けたるか。○是天狗也。太子傳曆には。僧旻法師曰。是謂^ニ天狐^{マクチ}也。とあり。空中を奔る獸類に。天狗と云ものあれば。それなりと云へるか。山海經。其他の書に見えたり。また星類に。所謂妖星なり。天狗と云かる事も。書に見えたれば。其を云るか。今にして詳ならず。應仁記に。寛正六年九月十三日夜亥刻に。坤方より艮方へ光物飛渡ける。天地鳴動して。乾坤も忽折れ。世界も震裂するかと覺え云々。翌年文正改元の九月十三日同刻に。本の方へ飛歸けるそ不思議なる。天狗流星と云物にて有けるとかや。なと云ことも見えたり。これをアマツキツ子と訓るにつ

きて。そのものゝ事など。平田翁か古今妖魅考に云る説ともあれど。今ここに用なけれはいはす。本書につきて見るへし○乙酉朔。本に酉を丑に作るは誤なり。今秘閣本信友校本。及本書旁書に酉本とあるに依て改む○丙戌。二日なり○日蝕之。長曆に。今暦推レ食。八分在レ巳。とあり。通鑑に。貞觀十一年丁酉三月朔日食。とあるこれなり。

是歲。蝦夷叛以不朝。即拜大臣上毛野君形名爲將軍令討。還爲蝦夷見敗而走入壘。遂爲賊所圍。軍衆悉漏城空之。將軍迷不知所如。時日暮。踰垣欲逃。爰方名君妻歎曰。慷慨哉。爲蝦夷將見殺。謂夫曰。汝祖等渡蒼海跨萬里。平水表敵。以威武傳於後葉。今汝頓屈先祖之名。必爲後世見嗤。乃酌酒強之。令飲夫。而親佩夫之劔。張十弓。令女人數十。俾鳴弦。既而夫更起之。取伏仗而進之。蝦夷以爲。軍衆猶多。而稍引退之。於是散卒更聚。亦振旅焉。擊蝦夷大敗以悉虜。

蝦夷。養老說衣比須とあれども。此頃は未エミシと云しなり○壘は。塞なり。ソコと訓るは底に同じ。この事既に云り○所如。本に如を知に誤る。今中臣本。拾遺記に引る本に據て改む○將見殺。秘閣本。殺下則字あり○汝祖等。上毛野君祖等なり。荒田別鹿我別。新羅國を征せしこと。神功紀四十九年に見え。竹葉瀬。新羅國を征せしこと。仁德紀五十三年に見えたり。通鑑に近江毛野臣を引きたる。○水表敵。本に敵を政とあり。今考本京極本信友所校一古本に據て改む○令飲夫。本に令字脱したり。今秘閣本中臣本に據て補ふ○女人數十の下。人字ある本もあれど。なき方宜し○鳴弦は。音を以て威せるなり。後の鳴弦の術の事には非す○伏仗。伏をオケルと訓るは古語なり。オクは傍に置なり。また弓にフスともいひ。オキフシとも云り。

十年秋七月丁未朔乙丑。大風之折木發屋。九月霖雨桃李華。冬十月。幸有間溫湯宮。是歲百濟新羅任那並朝貢。

乙丑。十九日なり○桃李。本に李を季に誤る。今秘閣本中臣本集解等に據て改む○幸有間溫湯宮。攝津志に。有馬郡有馬行宮。古蹟在湯山村杉谷。舒明天皇十年幸于此。孝德天皇三年幸行宮。即此。

十一年春正月乙巳朔壬子。車駕還自溫湯。乙卯。新嘗蓋因幸有

間。以闕新嘗歟。丙辰。無雲而雷。丙寅。大風而雨。己巳。長星見西北。時晏師曰。彗星也。見則飢之。秋七月。詔曰。今年造作大宮及大寺。則以百濟川側爲宮處。是以西民造宮。東民作寺。便以書直縣爲大匠。

壬子。八日なり。○乙卯。十一日なり。○新嘗。通證に記不時也。とあり。大御病などの事ありて。有間に幸行ありしに依て。延引せしを以。故に記せしなるへし。○蓋因以下十字。信友本集解本。後人加筆にて削去れり。されどみたりに刪りかたし。○丙辰。十二日なり。○丙寅。二十二日なり。○己巳。二十五日なり。○見則飢之。晏子春秋に。彗星之出。天爲民之亂。見之。と云る本文などに據て。しか云るにや。○大宮は。十二年の下に徙り玉へる百濟宮なり。大和志云。十市郡百濟宮。古蹟。飯高村。舒明天皇秋七月。構。大宮於百濟川側。故址今半入廣瀬郡。とあり。○大寺。百濟寺なり。大和志云。廣瀬郡百濟寺。在三百濟屬邑一條。隣三十市郡。三代實錄爲三十市郡。とあり。三代實錄。元慶四年冬十月。大安寺三綱申牒偶。昔日聖德太子。創建平群郡熊凝道場。飛鳥岡本天皇。遷建三十市郡百濟川邊。號曰三百濟大寺。子部大神在寺近側。舍怒屢燒堂塔。天武天皇遷建高市郡夜部村。號曰高市大官寺。和銅元年遷都平城。聖武天皇遷建平城。號曰大安寺。とあり。この寺の起り。天平二十年に書る。大安寺縁起に出たるを。今こゝに載す。大安寺三綱言上。伽藍緣起。并流記資財帳。初飛鳥岡基宮御宇天皇之末。登極位。號田村皇子。是時

小治田宮御宇太帝天皇。召田村皇子。以遣飽浪葦牆宮。令問廐戸皇子之病。勅病狀如何。思欲事在耶。樂求事在耶。復命。蒙天皇之賴。無樂思事。唯臣伊。熊凝村始在道場。仰願奉爲於古御世御世之帝皇。將來御世御宇帝皇。此道場乎。欲成大寺營造。伏願此之一願。恐朝庭讓獻止奏支。大皇天皇受賜已訖。又退。三箇日間。皇子私參向飽浪。問御病狀。於茲上宮皇子命。謂田村皇子曰。愛哉善哉。汝姪男自來問吾病矣。爲吾思慶。可奉財物。然財物易亡。而不可永保。但三寶之法不絕而可以永傳。故以熊凝寺付汝。宜承而可。永傳三寶之法者。田村皇子奉命。大悅再拜白。唯命受賜而奉爲遠皇祖并大王。及繼治天皇御世。不絕。流傳此寺。仍率將妻子。以衣裔裹土營成而永興三寶。皇祚無窮白。後時天皇臨崩日。召田村皇子。遺詔皇孫朕病篤矣。今汝登極位。授奉寶位。與上宮皇子。讓祿朕熊凝寺。亦於汝毛授祿利。此寺後世流傳。勅支。仍卽天皇位。十一年歲次己亥春二月。於三百濟川側。子部社乎切排而院寺家建九重塔。入賜三百戶封。號曰三百濟大寺。此時社神怨而失火。燒破九重塔。並金堂石鷗尾。云々。あり。○百濟川側。本に側を測。あり。兼永本應永本及太子傳に引るに據て改む。大和志云。廣瀬郡百濟川。自高市郡流於郡東界。至于河。合入廣瀬川。とあり。○西民東民。東西は字の如し。大和河内を云にあらす。○書直。天武紀。十年十二月。書直智德賜姓曰連。とあり。應神紀十六年に注せり。縣を類史に懸。とあり。誤なるへし。○大匠。孝德紀に將作大匠あり。記歌に意富多久美。とあり。匠の中の長なるへし。と記傳に云り。

秋九月。大唐學問僧惠隱。惠雲。從新羅送使入京。冬十一月庚子朔饗於百濟川側。建九重塔。

秋九月。秋字衍なるへし○惠隱。推古紀に。志賀漢人惠隱とあり○壬午。十四日なり○幸。天皇皇后共に幸し事。萬葉注に見ゆ。此時の事なるへし。次に載す○伊豫溫湯宮は。伊豫國溫泉郡にある宮の義なり。溫泉の事には非す。釋紀引伊豫國風土記云。湯郡。大穴持命見悔恥而宿奈毗古那命欲レ活而大分速見湯。自下桶持度來。以宿奈毗古那命而漬浴者。楚間有活起居。然詠曰。眞楚寢哉。踐健跡處。今在湯中石上也。凡湯之貴奇。不神世時耳。於今世染疹病。萬生爲除病存身要藥也。天皇等。於湯幸行降坐五度也。以下大帶日子天皇。與大后八坂入姬命二軀爲一度也。以下帶中日子天皇。與大后息長帶姬命二軀爲一度也。以上宮聖德皇子爲一度。及侍高麗惠慈僧。葛城臣等也。于時立湯岡側。碑文記云。法興六年十月歲在丙辰。我法王大王。與惠總法師。及葛城臣道遙夷與村正觀。神井歎。妙驗。欲叙意。聊作碑文一首。惟夫日月照於上而不私。神井出於下無不給。萬所以機妙應百姓。所以潛扇。若乃照給無偏私。何異于壽國。隨華臺而開合。沐神井而瘳疹。詎升落花池而化溺。窺望山岳之巖崿。反冀子平之能。往椿樹相廢。而穹窿實相五百之張蓋。臨朝啼鳥而戲叶下。何

曉亂音之聒耳。丹花卷葉。映照玉蘂。葩以垂井。經過其下可優遊。豈悟洪灌胥庭意。與才拙實慚七步。後定君子幸無蚩咷也。以上以岡本天皇并皇后二軀爲一度。以後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨御原宮御宇天皇二軀爲一度。此謂幸行五度也。已上所見。釋紀十四釋紀文。校す。萬葉釋に見えた帶日子天皇。與大后八坂入姬命二軀爲一度也。以大帶中日子天皇。與太后息長足姬命二軀爲一度也。及侍高麗惠慈僧。葛城王(臣)等也。立湯岡側碑文處。曰伊社遼波之岡也。所名伊社遼波者。當土諸人等。其碑文欲見。而伊社那比來。因謂伊社遼波一本也云々。以岡本天皇並皇后二軀爲一度。子時於大殿戶有檻云(與カ)臣木。於其上集鵠云(與カ)此米鳥。天皇爲此鳥枝繁穗等養賜也。後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨見原宮御宇。三軀爲一度。此謂幸行五度也。以上萬葉釋三の文なり。按に此は。上の釋紀に引たる文と。全く同しかれど。彼は委しく。是はあらし。されどもかたみに異なる處あれは。ことに舉たり。萬葉注なるは。文を略て引たるなり。右等の文に據れば。此行幸の古蹟は。此湯岡側なる伊社遼波と云處なるへし。此を萬葉三。山部宿禰赤人か至伊豫溫泉作歌あり。其歌に。皇祖神之。神乃御言乃敷坐。國之盡。湯者霜。左波爾雖在。島山之。宜國跡。極此疑。伊豫之高嶺乃。射狹庭乃。岡爾立之而歌思。辭思爲師。三湯之上乃。樹村乎見者。臣木毛。生繼爾家里。鳴鳥之。音毛不更。遐代爾。神左備將往。行幸處。とあり。なほ此碑の所在を考るに。橘春暉か北窓瑣談。文政己に。寛政甲寅の春。伊豫國道後の溫泉の側に畠ありて。昔より土民の云傳へて。不淨をいむ。もじこの畠を汚す時は。祟を得て寒熱を發す。今年松山のそれかし考にて。此中に必聖德太子の溫泉の碑あるへして。人して堀出たり。さればこそとて。未出終らざる前より。水にて洗ひなと見て見たりしに。聖德太子。其昔溫泉へめされし時の御文章見えたりしに。其時隨從の人の姓名を載せたり。稀代の珍

物なりとて。悦ひ堀たりしかは。温泉のあたり近き土地を。堀穴にせし故に。温泉中へ濁り行たりしかは。所の人大に驚き。もし温泉に別條ある時は。此里の人民數百人。飢渴に及ふへし。この碑堀の事無用なりとて。皆々いまじめ止めたりしかは。餘議なくて又其まゝに埋めたり。いと残多き事なりきと。此あたりの人語りきと見えたり。この事につきて。伴信友が記せしものあり云。弘化二年夏。おのれ京にある時。伊豫の大洲近きわたりの郷人。矢野玄道と云若人。物學に京に上りたりとて。度々來通ふにつきて。道後碑の事を問ひたるに。答へたる趣。松山領にあり。城下より東方十餘町はかりに。道後の湯あり。其東北湯の元と云處に。義安寺といふ小寺あり。其寺に湯の薬師の小堂あり。堂中に平らなる石の。凡高五尺ばかり。幅三尺ばかりなるを建たり。いつの比よりか。其石の平面を。壁の如く土にて塗おけり。此土剥落れは災ありと云傳へて。剥れは則ち塗る例なるか故に。石面を見る事能はず。或說に文字ありといへとも。慥ならず。さて其建石の前に。尋常の薬師佛の像を安置せるかあり。予云。其建石決てかの法興云々の古碑なるへし。伊豫風土記の文に。大穴持命宿奈毗古那命とあるを。常陸なる大洗酒列磯前の神は。此二神を祭れるを。薬師菩薩の號を賜ひたるに准へて。こゝなるも然申したるを。後に佛の薬師像を置たるものなるへし。北窓瑣談の。寛政六年甲寅の頃云々。元の如く埋みたりと云るは。傳聞の誤ならむといへは。玄道云。此瑣談はノム。さる事の有無もしらずと云り。初冬に及び。玄道歸國して。春は母上京すへき山にて。別れを告るに依て。いかてよ

く計ひて尋よとあつらへつけて。其計方をも。何くれと示しやりて。玄道漢才もありて。きはめて朴質なる人なり。おのれ前に江戸にて。瑣談の説を聞いて。松山藩の儒者某に。中人以て其碑の事尋つるに。おろく聞及へり。尙能問質して答へむとて。年経れとも未だ答なし。かの寛政六年より五十餘年。其わたりの若人なとは。其時の事を聞傳へたるものあるへし。今推量するに。大旨瑣談の趣にて。其元の如く埋みたりと云は。傳聞の誤にて。實はかの薬師堂にをさめ。其祟あらむ事を恐れて。碑面を洗露せず。なほ土を塗たるか例として。今に及ひたるにやあらん。其心得して。よくはからひてよど。これも玄道に語りて別れぬ。弘化二年十一月始信友記。とあり。さてこの後の事。いかくなりしにかあらん。あまりくたゞしけれど。この宮處の因に此に載しつ〇建九重塔。百濟寺の塔なり。通證に。塔在廣瀬郡百濟屬邑二條。三代實錄爲三十市郡。とあり。さて重をコシと訓は。層級の義なり。萬葉に。之奈射加流故之とあるも。故之の枕詞に。階級放ると云るも同じ。

十年一二春二月戊辰朔甲戌。星入月。夏四月丁卯朔壬午。天皇至カヘリキハシマシテ自レ伊豫ステニ便居マシマス廄坂宮ムマヤサカノ。五月丁酉朔辛丑。大設齊ニヲカミス。因以請チ惠隱僧ヲ。令說无量壽經。冬十月乙丑朔乙亥。大唐學問僧清安。學生高向漢人玄理クエシ。傳新クエシ

羅^{ヨリ}而至之。仍^テ百濟新羅^{ノミツキヌタマツル}朝貢之使。共從^テ來之。則各賜爵^{リフリヒトシナヲ}一級^ヲ。是月^ヲ徙於^ニ百濟宮。

甲戌。七日なり○壬午。十六日なり○厩坂宮。大和志に。高市郡厩坂宮。古蹟未詳。とあり○辛丑。五日なり○令說无量壽經。佛說無量壽經二卷あり。通證に宮講之始とあり○清安。考本に清を請とあり。此事已に推古紀十六年に云り○玄理。一訓にクエンリとあり。是も推古紀十六年に出○傳新羅。傳訓ツタハリテは。ツタヒテの意なり。天武紀にもかく訓る處あり。記の垂仁段に。自^ニ尾張國^ニ傳以。追^ニ科野國^ニとあり。仁德段に。自^ニ其島^ニ傳而^{ヒテ}幸^ニ行吉備國^ニ。萬葉二十に。太上天皇皇太后。幸^ニ行河内離宮^ニ傳幸於難波宮^ニなとあり。記傳云。歌などに。島傳ひ浦傳ひなど云常の事にて。日代宮段に。伊蘇豆多布ともあり。傳とは往たる處より。即又異處に往を云なり。と云れたるか如く。こゝも唐より新羅に傳ひ。さて本國に至れるなり○賜爵一級は。賜^ニ冠位一級^ヲとあるも同じ○百濟宮。去年作始玉ひし大宮なり。徒を本に徒に誤れり。

十三年冬十月己丑朔丁酉。天皇崩于百濟宮。丙午。殯^{モカリス}於宮北。是謂^ヲ百濟大殯。是時^{オホモカリト}東宮開^{マウケイミヤヒラカスワケ}別皇子。年十六而^{シノヒシエフ}誅之。

丁酉。九日なり○崩。大日本史云。本書享年缺。皇胤紹運錄愚管抄。神皇正統記。皇代略記。一代要記。並曰。即位年三十七。崩年四十九。水鏡曰。即位年四十七。未知孰是。とあり○丙午。十八日なり○百濟大殯は。殯宮の大なるを以。さる名を稱せしにやあらん。詳ならず。さて眞の御葬は。皇極紀二年にある。また改葬のこと。三年紀に見えたり○東宮開別皇子は。天智天皇なり。開別は御名なり。此事天智紀に云り。さて或說云。按此皇子於是稱^ニ東宮。皇極天皇元年紀。稱^ニ皇太子。然未^レ見下立爲^ニ皇子。皇極天皇四年紀曰。讓^ニ位於輕皇子。立^ニ中大兄^ニ爲^ニ皇太子。又孝德天皇紀云。以^ニ中大兄^ニ爲^ニ皇太子。皇年代略記曰。大化元年六月立^ニ太子^ニ日本史。亦以^ニ孝德天皇即位元年立^ニ皇太子。據^レ之則立爲^ニ皇太子。在^ニ孝德天皇即位元年無^レ疑。然則以前稱^ニ東宮或皇太子者。疑以^ニ此皇子天皇之嫡子。而中興之英主。後人追^ニ稱之傍書^者。遂攬^ニ入于本文^者歟。又此皇子御名葛城。日本史曰。一^ニ天命開別尊。其御謚號也。無^レ皇子以^ニ謚號^ニ稱例^ト。疑此亦後人傍書攬入謬^ニ本文^者歟。と云り。この疑もさることながら。此時東宮にて坐し^レを。蝦夷か忌嫌奉りなとして。東宮を^{アロ}して。御母皇極天皇を。立まゐらし^レ事なごありしも知かたし。強ては云かたし。なほ此事は他に云へし。また開別を御謚號^ニ思ひしも誤なり。これは始よりの御名なること。慥かなる證ありて。天智紀に云り。せし處には誤あり。後人傍書攬入なりとは定めかたし。本紀のまゝに心得てあるべきなり。

日本書紀卷第二十三終

秘閣本中臣本終字なし

大正十二年三月十五日印刷
大正十二年三月二十日發行

日本書紀通釋第四

定價金六圓三十錢

著者 飯田武鄉

東京市神田區今川小路一丁目一番地

發行者 株式會社大鑑閣

取締役社長 久世勇三

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地

印刷者 中條工藤正雄

東京市京橋區木挽町一丁目十四番地

印刷所 中條印刷所



著作權有

發行所
株式會社 大鑑閣

東京神田今川小路
大阪南區三休橋詰

終